

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その1)

平成30年



## 目 次

議案第 83 号	市道路線の廃止について……………	5
議案第 84 号	市道路線の認定について……………	8
議案第 85 号	工事請負契約の締結について……………	11
議案第 86 号	不動産の取得について……………	15
議案第 87 号	不動産の取得について……………	18
議案第 88 号	不動産の取得について……………	21
議案第 89 号	不動産の取得について……………	24
議案第 90 号	不動産の取得について……………	27
議案第 91 号	不動産の取得について……………	30
議案第 92 号	不動産の取得について……………	33
議案第 93 号	市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償 額の決定について……………	36
議案第 94 号	標識管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定について……………	37
議案第 95 号	鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例の制定について……………	38
議案第 96 号	鎌倉市商工業元気アップ事業選定委員会条例の一部を改正す る条例の制定について……………	40
議案第 97 号	鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	42
議案第 98 号	鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用 等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	44
議案第 99 号	鎌倉市障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正す る条例の制定について……………	55
議案第 100 号	鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例の制定について……………	57
議案第 101 号	平成29年度鎌倉市一般会計補正予算（第 6 号）……………	60
議案第 102 号	平成29年度鎌倉市一般会計補正予算（第 7 号）……………	68
議案第 103 号	平成29年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	74
議案第 104 号	平成29年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特 別会計補正予算（第 1 号）……………	79
議案第 105 号	平成29年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 3 号）……………	82
議案第 106 号	平成29年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	85
議案第 107 号	平成29年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 1 号）……………	88



議案第 83 号

市道路線の廃止について

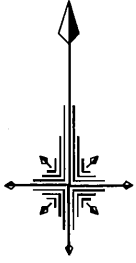
次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

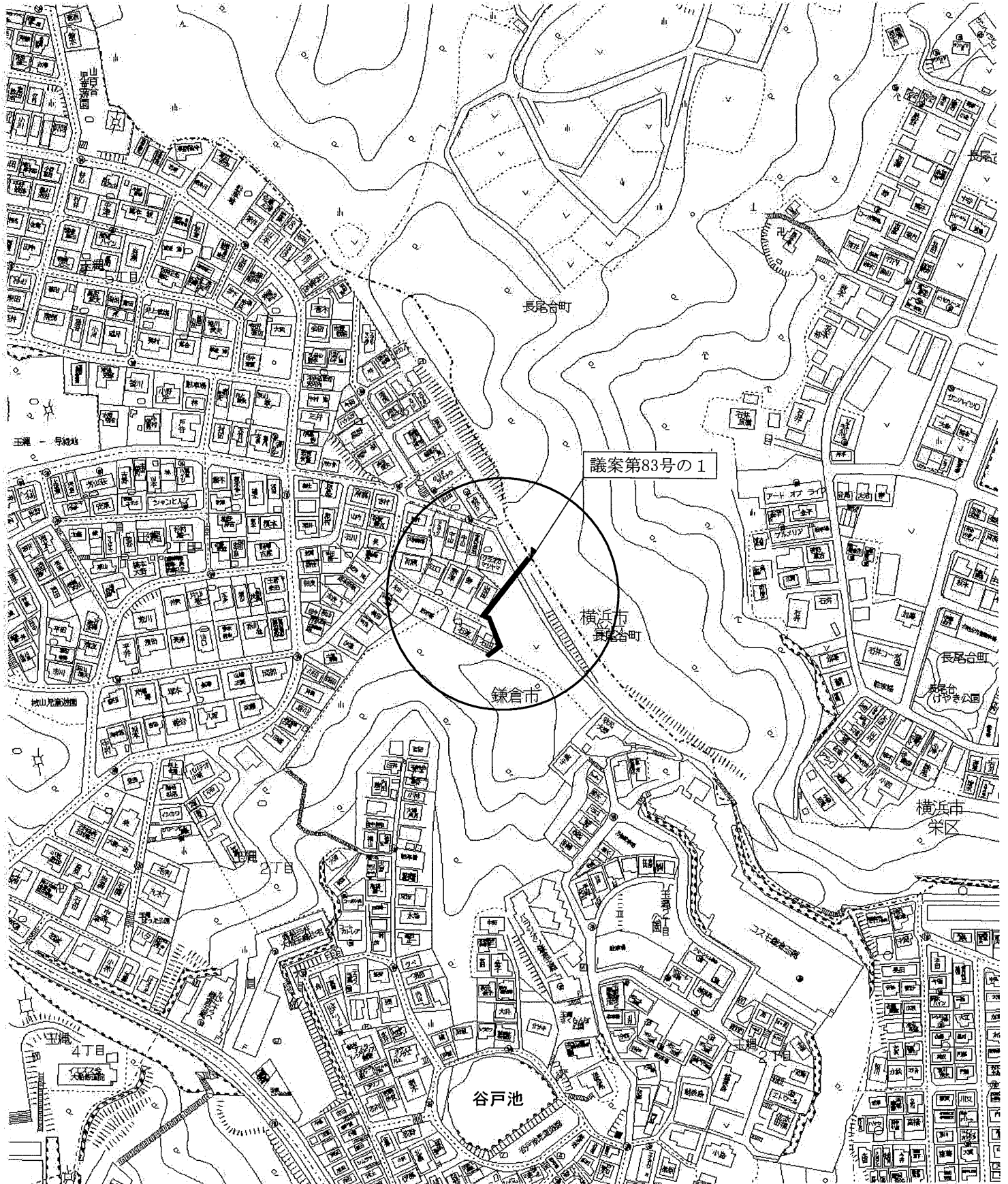
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m <sup>2</sup>	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	玉 繩 二 丁目	38番12	玉 繩 二 丁目	32番2	1.68～ 2.13	68.61	127.71	4

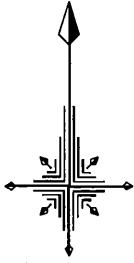


凡例  廃止箇所

# 案内図

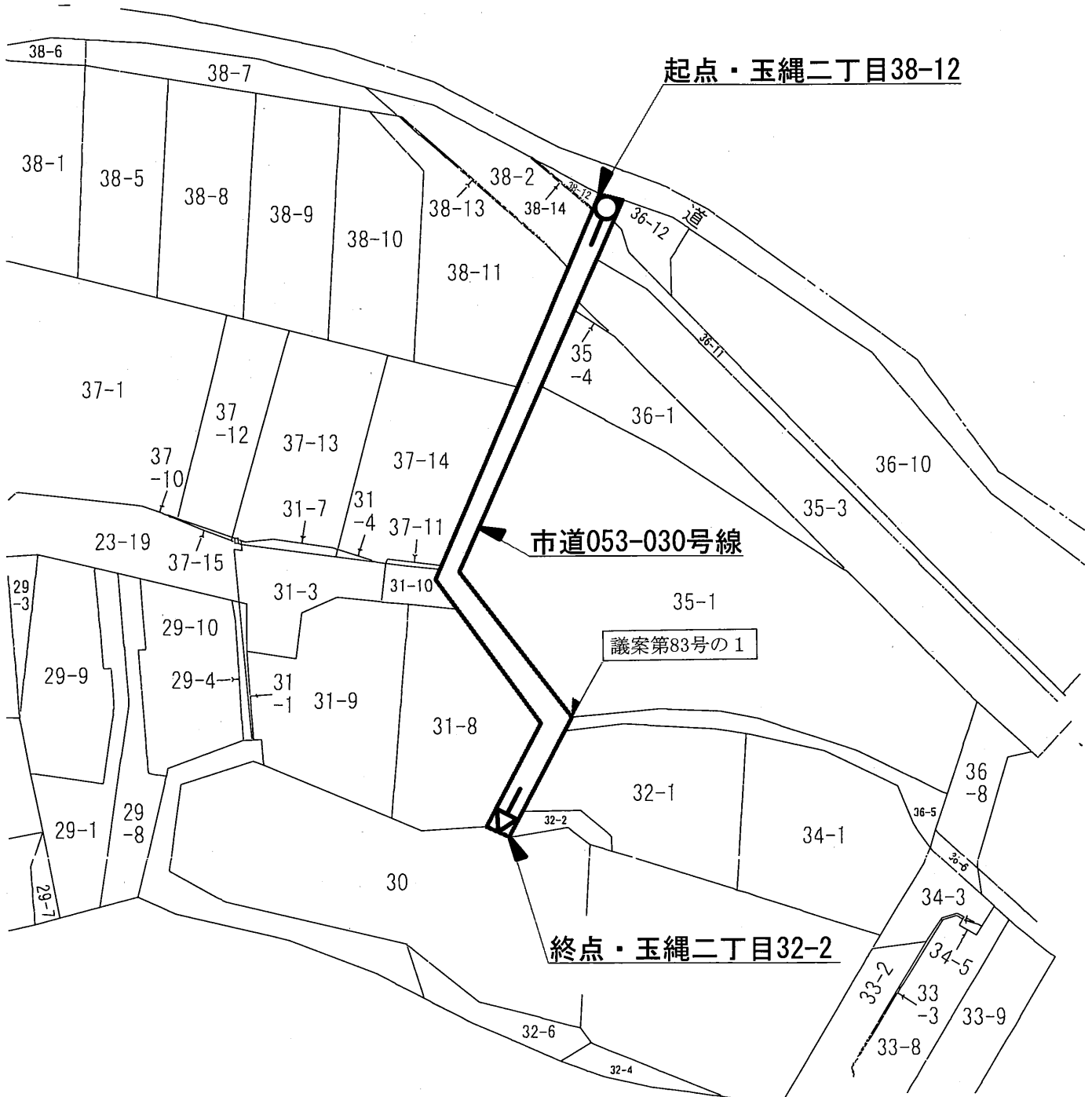
図面番号 4





# 公図写

図面番号 4



議案第 84 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

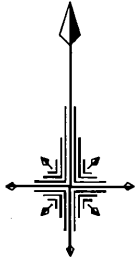
平成30年 2 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m <sup>2</sup>	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	玉 縄 二 丁目	38番13	玉 縄 二 丁目	32番2	1.75～ 2.13	61.46	115.05	8

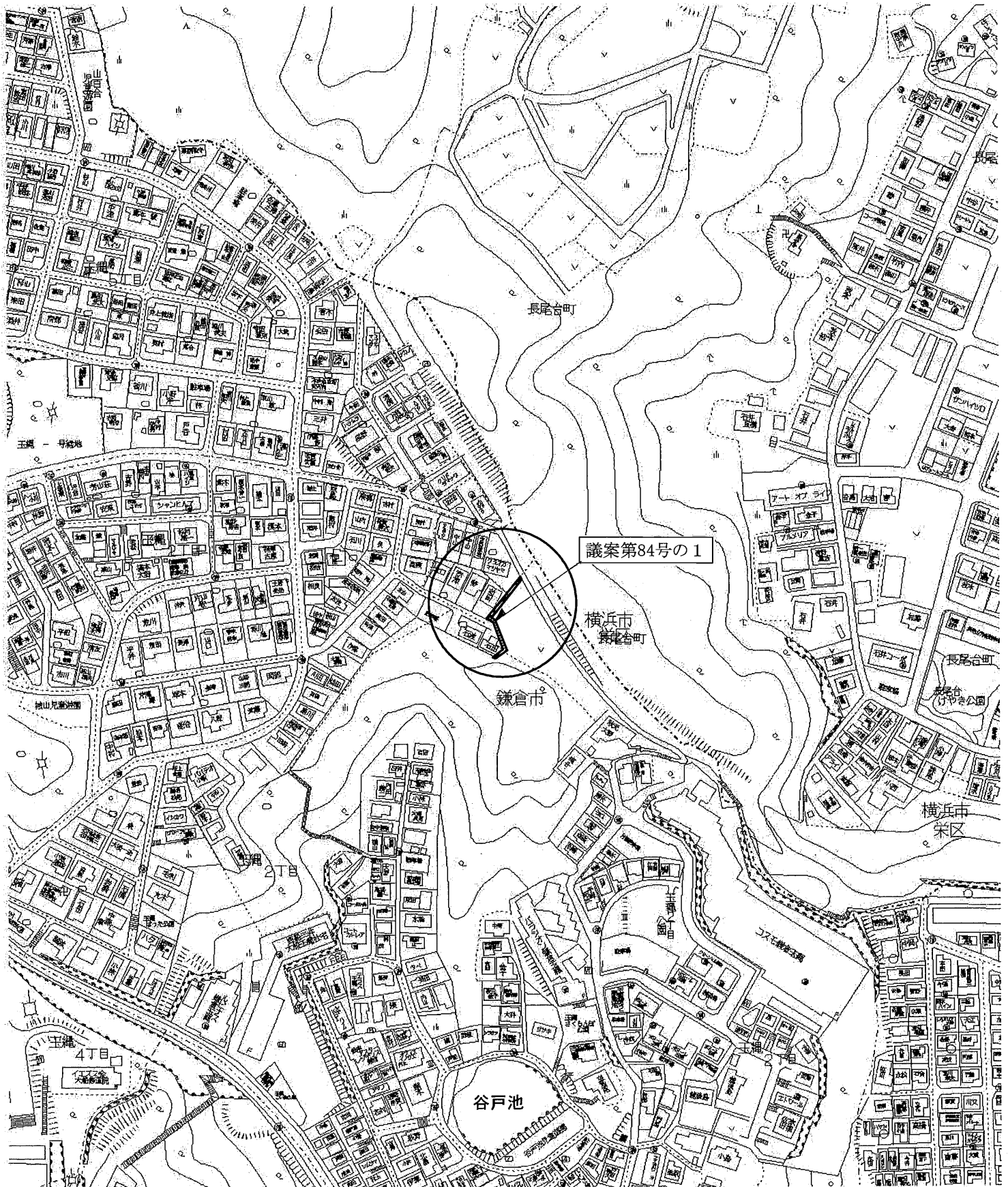




凡例  認定箇所

# 案内図

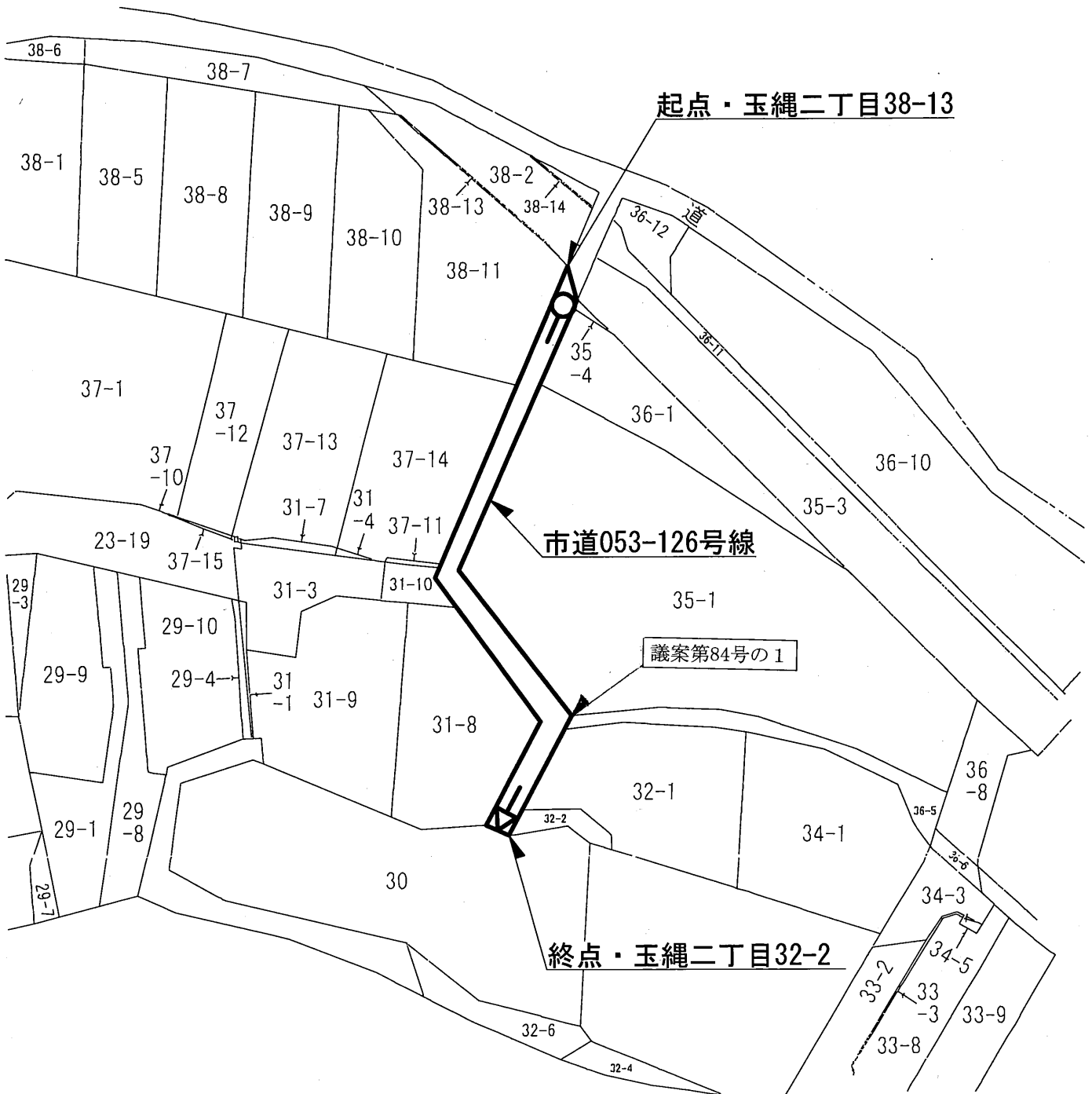
図面番号 8





# 公図写

図面番号 8



議案第 85 号

工事請負契約の締結について

本市は、(仮称)おなり子どもの家等耐震改修及び増築工事について、一般競争入札の方法により、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 工 事 名 称 (仮称)おなり子どもの家等耐震改修及び増築工事
- 2 工事施行位置 鎌倉市御成町18番35号
- 3 契 約 金 額 237,384,000円
- 4 請 負 契 約 者 藤沢市大庭5404番地の7  
湘南エスパス  
アイグステック株式会社  
代表取締役 塩 谷 政 志

「参 考」

## 工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	(仮称)おなり子どもの家等耐震改修及び増築工事												
工 事 場 所	鎌倉市御成町18番35号												
請 負 代 金 額				¥	2	3	7	3	8	4	0	0	0
	うち取引に係る消費 税額及び地方消 費税額				¥	1	7	5	8	4	0	0	0
解体工事に 要する費用等	別紙1及び別紙2のとおり												
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第4条による(金銭的履行保証)												
かし担保期間	完成引渡しの日から起算して 2 年 間												
請 求 の 方 法	受注者は、請負代金額の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとします。												
<p>この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者(共同企業体の場合はその構成員を含む。)が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。</p>													

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「アイグステック株式会社」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。  
この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 29 年 12 月 22 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号  
鎌倉市  
市長 松尾 崇 ㊟

受注者 藤沢市大庭 5404 番地の 7 湘南エスパス  
アイグステック株式会社  
代表取締役 塩谷 政志 ㊟

## 解体工事に要する費用等

(建築物に係る新築工事等の場合)

## 1. 分別解体等の方法

工程ごと の 作業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

## 2. 解体工事に要する費用

23,000,000円 (税込)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地  
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙2のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用  
(受注者の見積金額)

8,000,000円 (税込)

別紙2

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊 コンクリート・アスファルト塊	(協) 藤沢市建設資源 リサイクルセンター	藤沢市土棚1番地の1
コンクリート塊 コンクリート・アスファルト塊	大和アスコン(株)	大和市下鶴間2594
コンクリート塊 コンクリート・アスファルト塊	日本舗材(株) 横浜工場	横浜市緑区青砥町415
木くず	(株) 光州産業 光州エコファクトリー-YOKOHAMA BAY	横浜市神奈川区恵比須5-12
木くず	(株) 田中工務店 神奈川資源リサイクルセンター	綾瀬市吉岡東2-148-7

※受注者が選択した施設を記載 (品目ごとに複数記入可)

議案第 86 号

不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

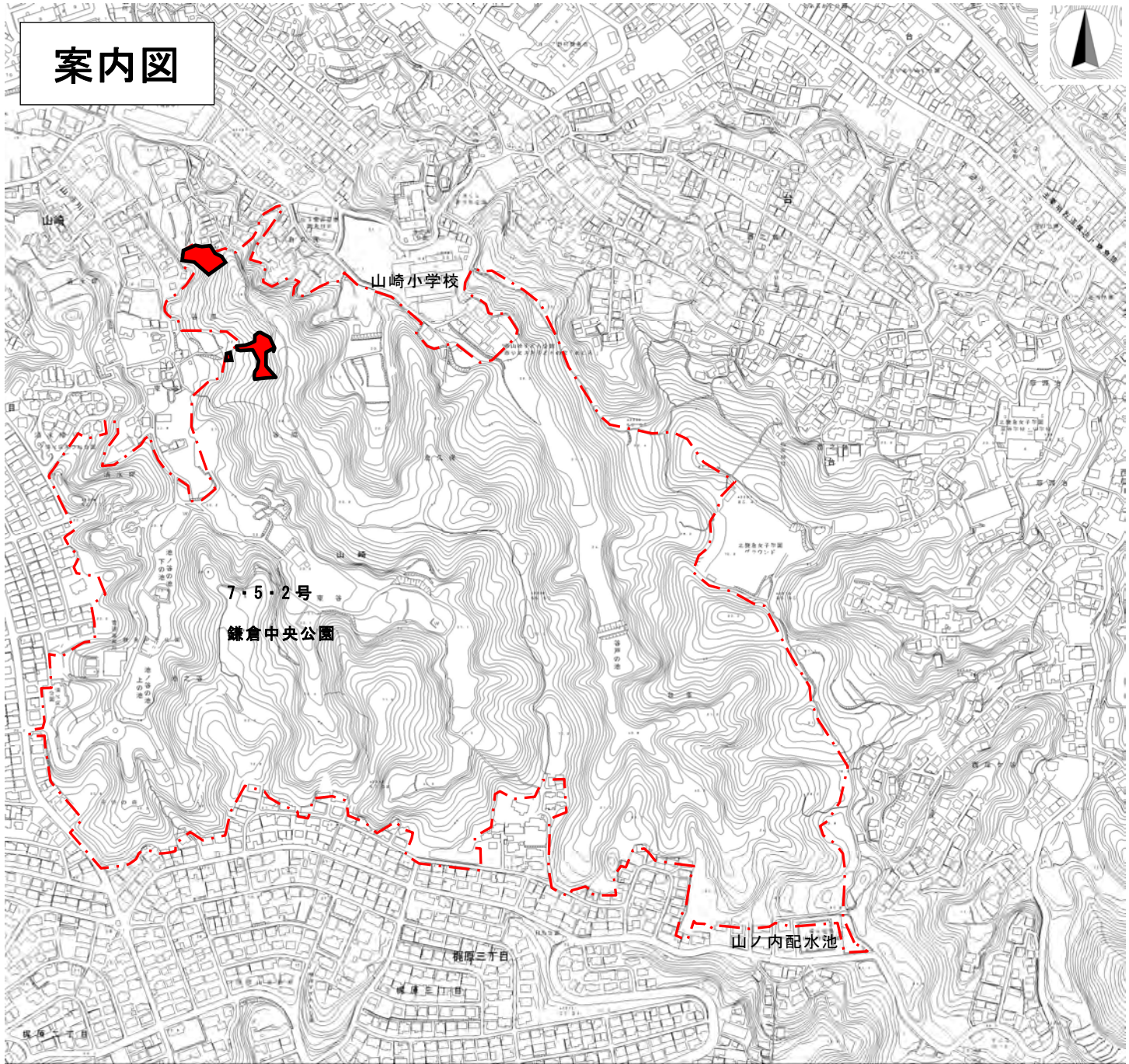
所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字谷脇1832番	畑	42.00m <sup>2</sup>	42.00m <sup>2</sup>
鎌倉市山崎字谷脇1840番	畑	89.00m <sup>2</sup>	89.00m <sup>2</sup>
鎌倉市山崎字谷脇1841番	田	211.00m <sup>2</sup>	211.00m <sup>2</sup>
鎌倉市山崎字谷脇1842番	畑	776.00m <sup>2</sup>	776.00m <sup>2</sup>
鎌倉市山崎字谷脇1843番	畑	62.00m <sup>2</sup>	62.00m <sup>2</sup>
鎌倉市山崎字谷脇1844番	畑	330.00m <sup>2</sup>	330.00m <sup>2</sup>
鎌倉市山崎字谷脇1869番6	山林	426.00m <sup>2</sup>	426.00m <sup>2</sup>
鎌倉市山崎字谷脇1888番	山林	188.00m <sup>2</sup>	188.00m <sup>2</sup>
合 計		2,124.00m <sup>2</sup> (約642.5坪)	2,124.00m <sup>2</sup> (約642.5坪)

2 取得価格 35,046,000円

3 所有者

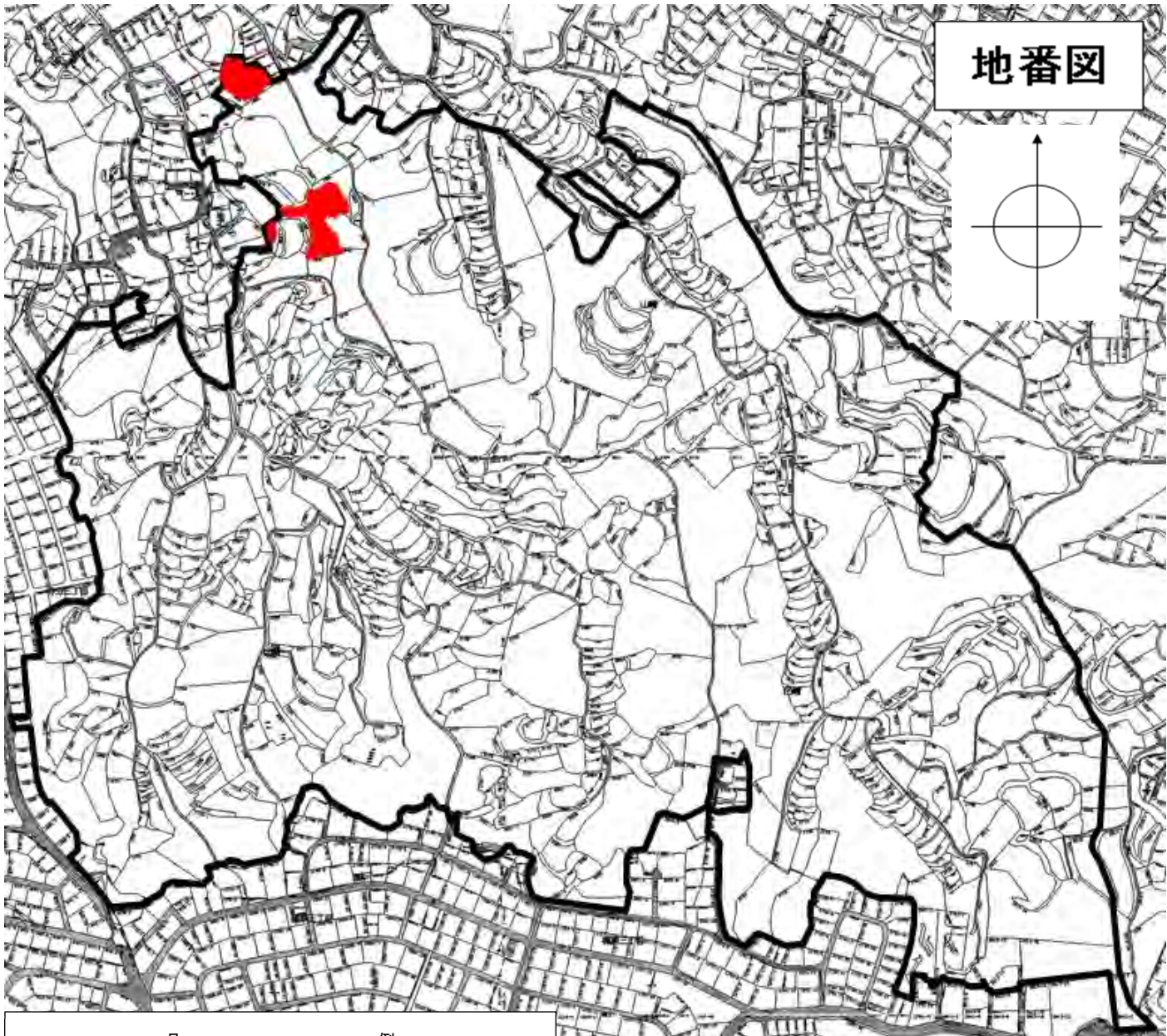


# 案内図

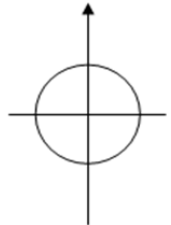


都市計画決定区域





地番図



凡 例



都市計画決定区域（都市計画公園）

議案第 87 号

不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

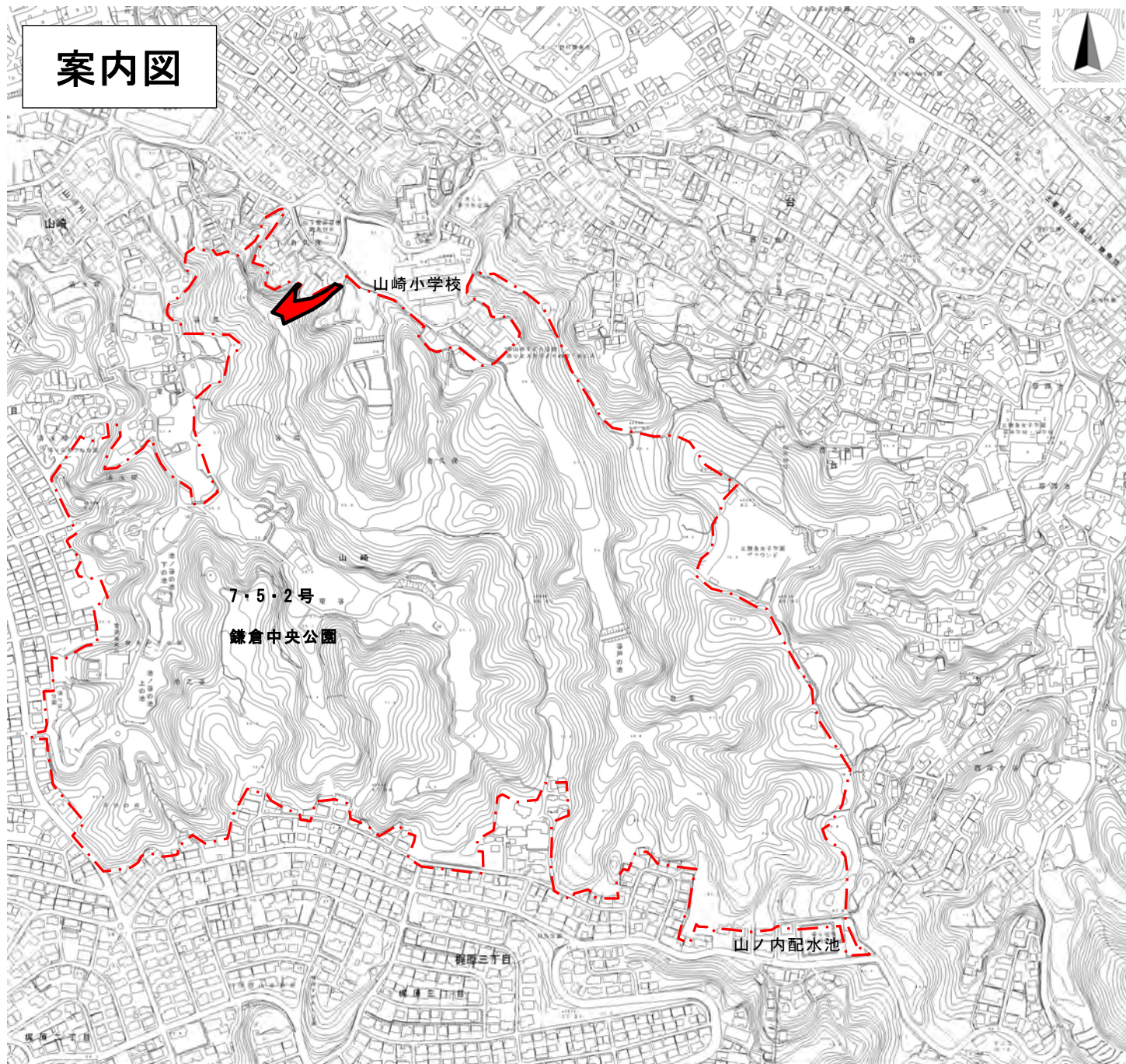
所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字倉久保2345番2	山林	1,590.00㎡ (約481.0坪)	1,590.36㎡ (約481.1坪)

2 取得価格 27,195,156円

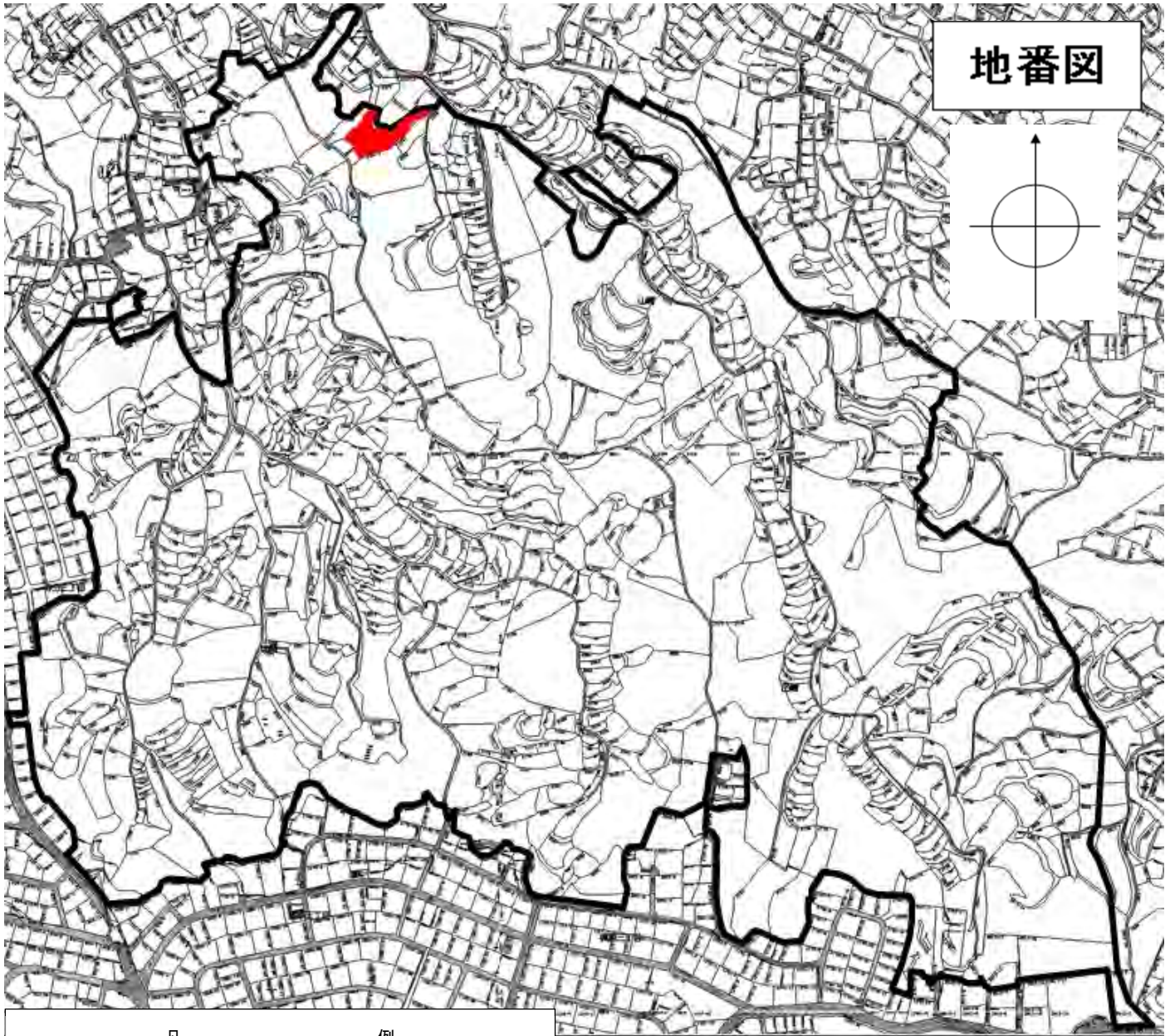
3 所有者



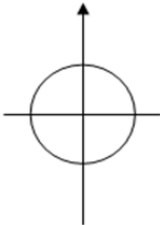
# 案内図



--- 都市計画決定区域



地番図



凡 例



都市計画決定区域（都市計画公園）

議案第 88 号

不動産の取得について

鎌倉中央公園拡大区域（台峯）用地を次のとおり取得するものとする。

平成30年2月7日提出

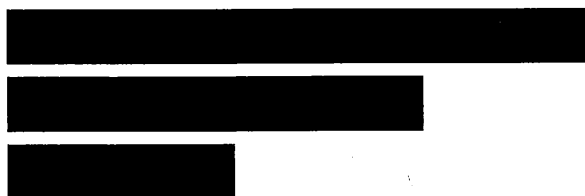
鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

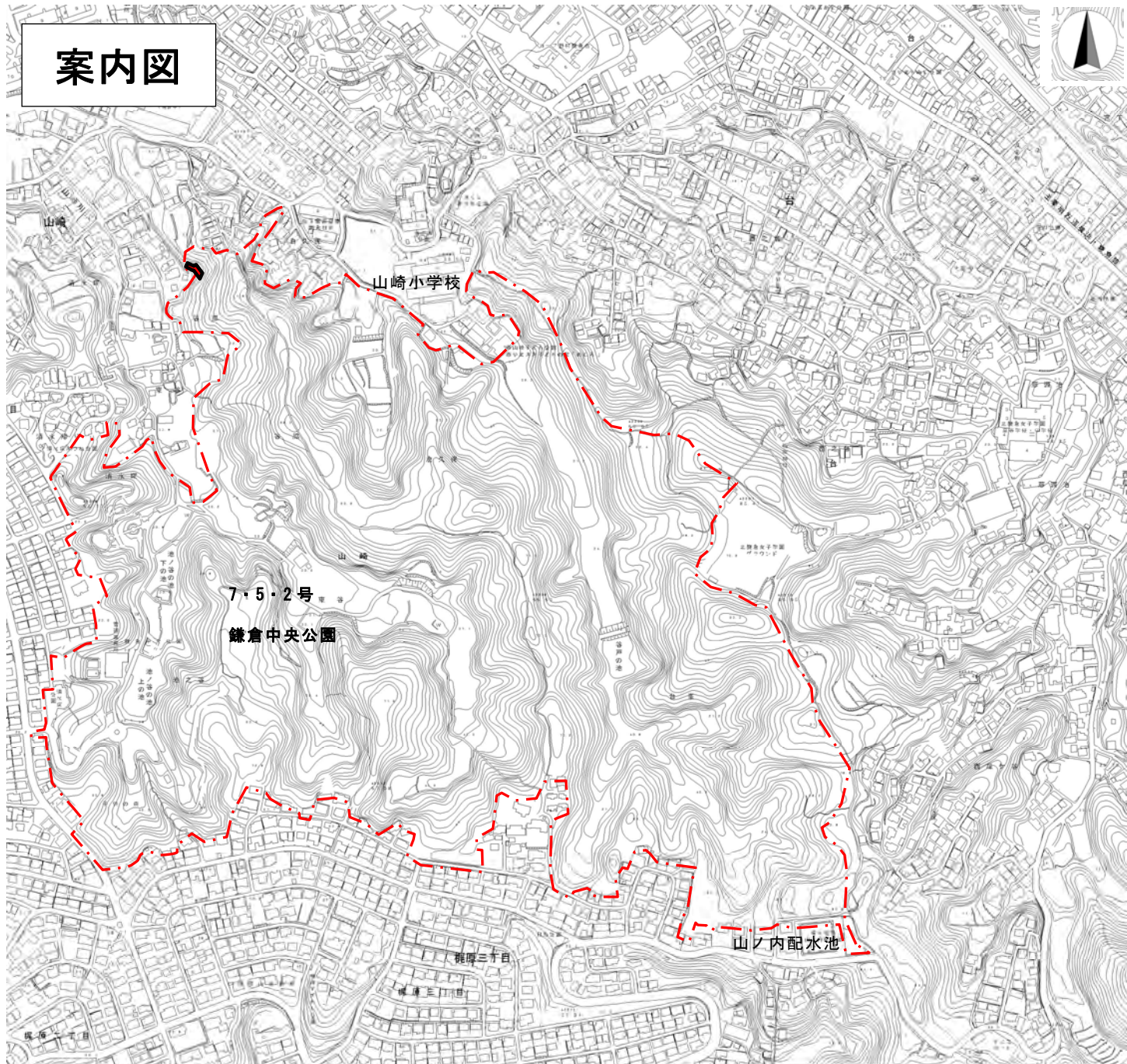
所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山崎字谷脇1858番	山林	69.00㎡ (約20.9坪)	69.00㎡ (約20.9坪)

2 取得価格 1,138,500円

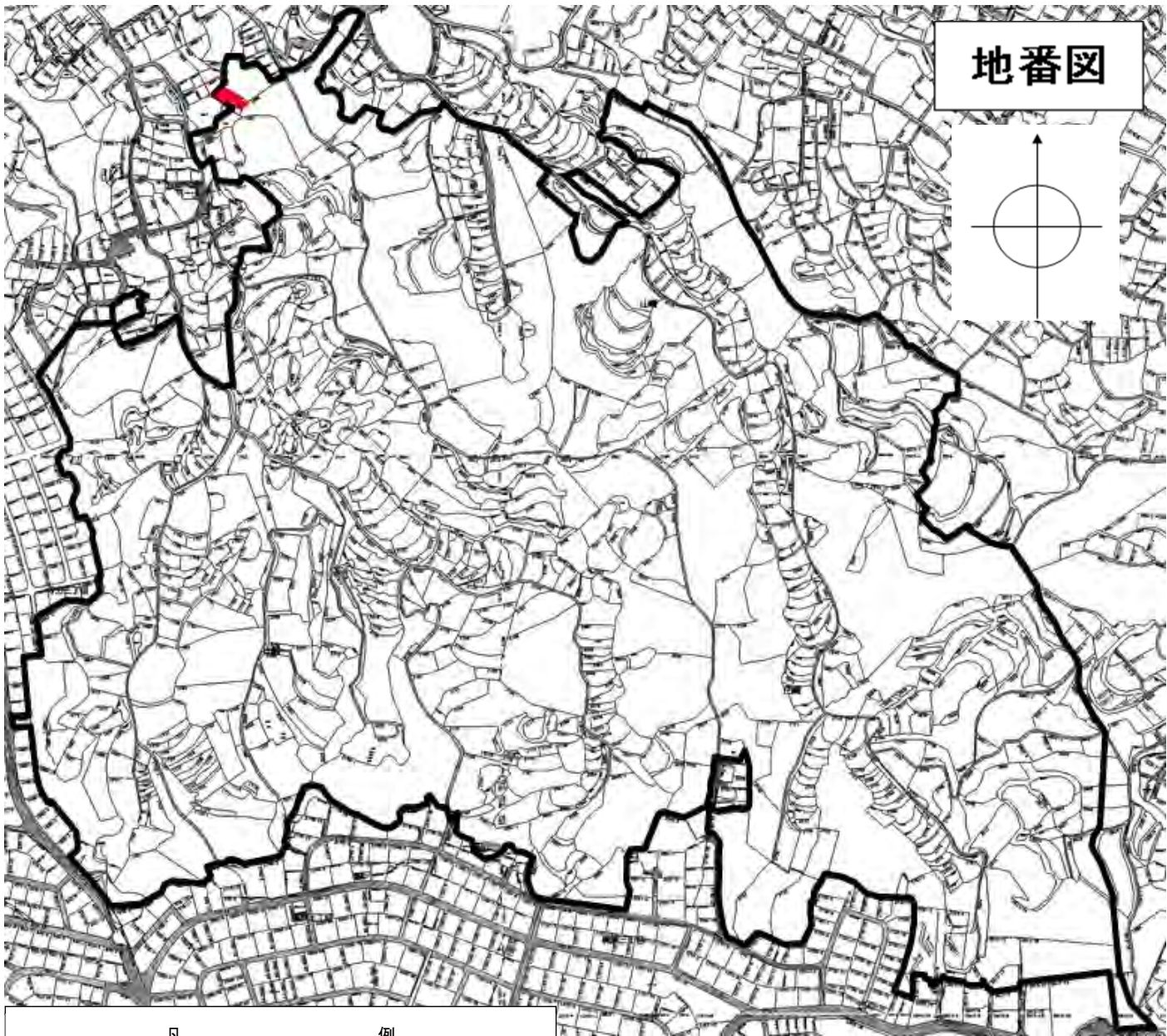
3 所有者



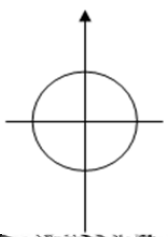
# 案内図




--- 都市計画決定区域



地番図



凡 例

 都市計画決定区域（都市計画公園）

議案第 89 号

不動産の取得について

鎌倉広町緑地用地を次のとおり取得するものとする。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

1 取得土地

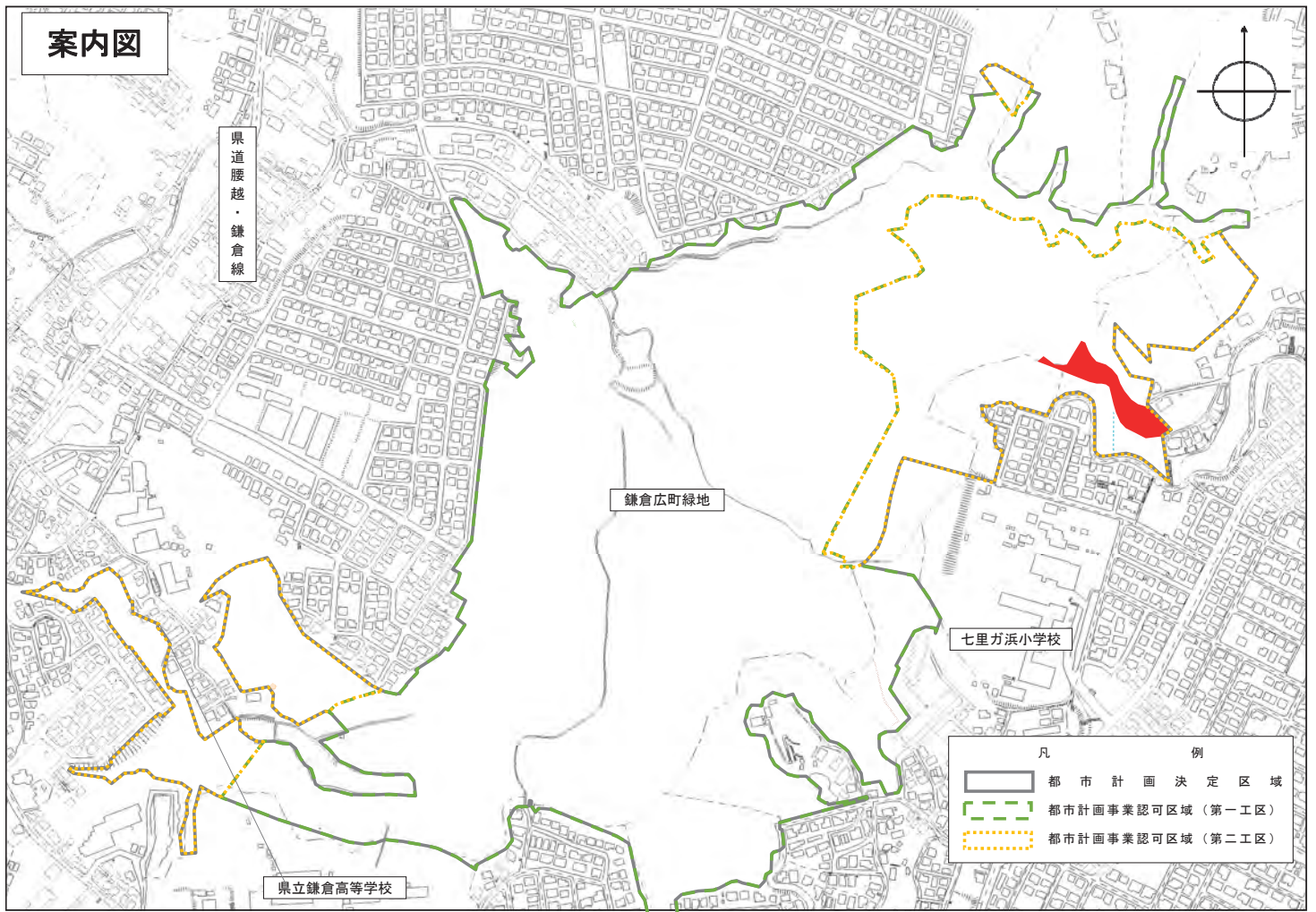
所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市鎌倉山二丁目1821番	山林	1,388.00㎡ (約419.9坪)	1,388.00㎡ (約419.9坪)

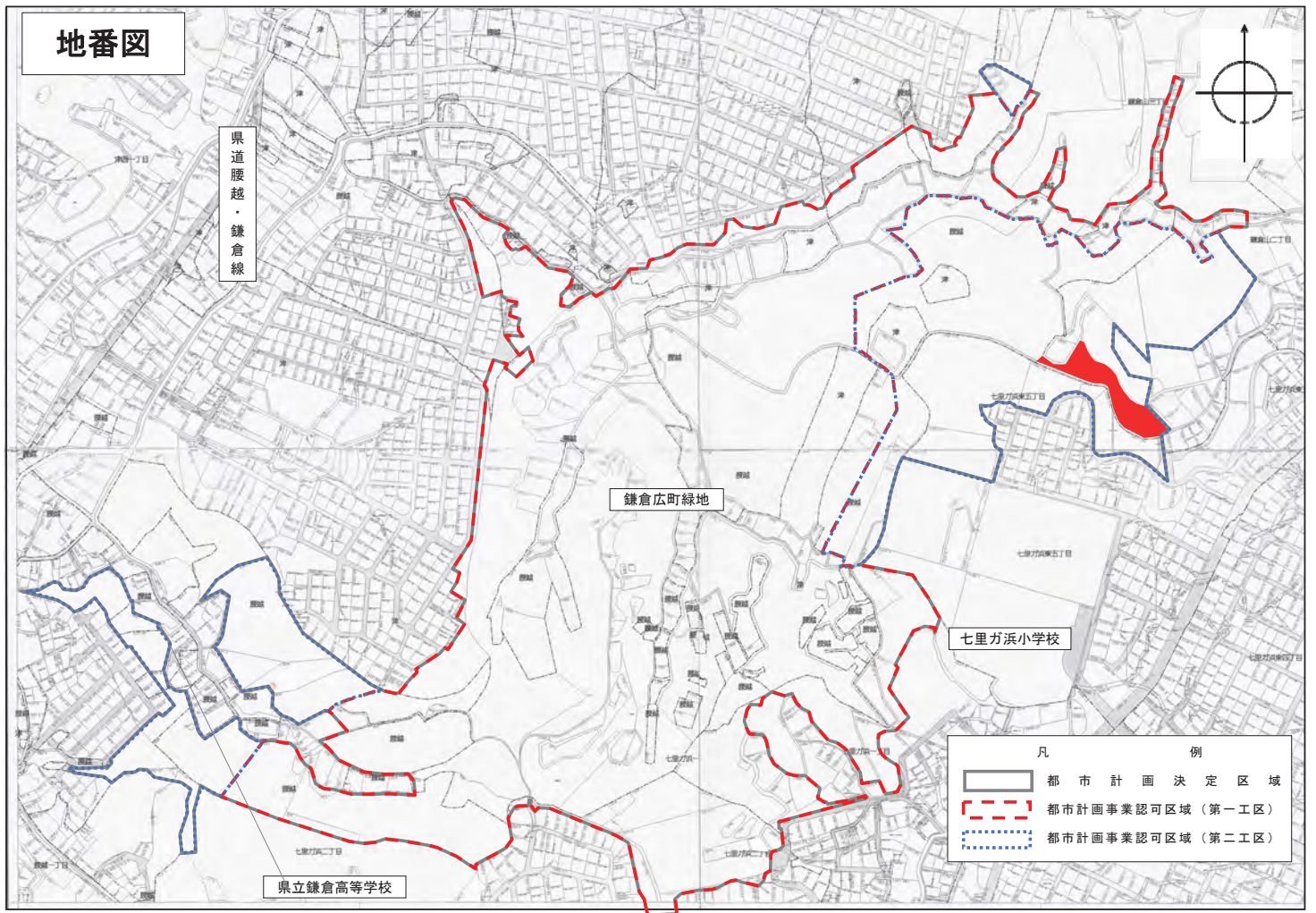
2 取得価格 8,466,800円

3 所有者









議案第 90 号

不動産の取得について

鎌倉広町緑地用地を次のとおり取得するものとする。

平成30年2月7日提出

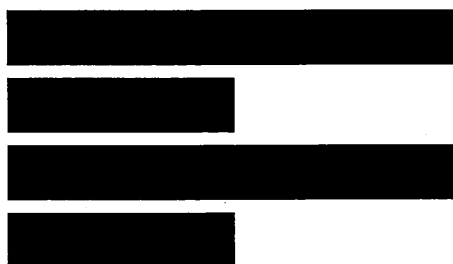
鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

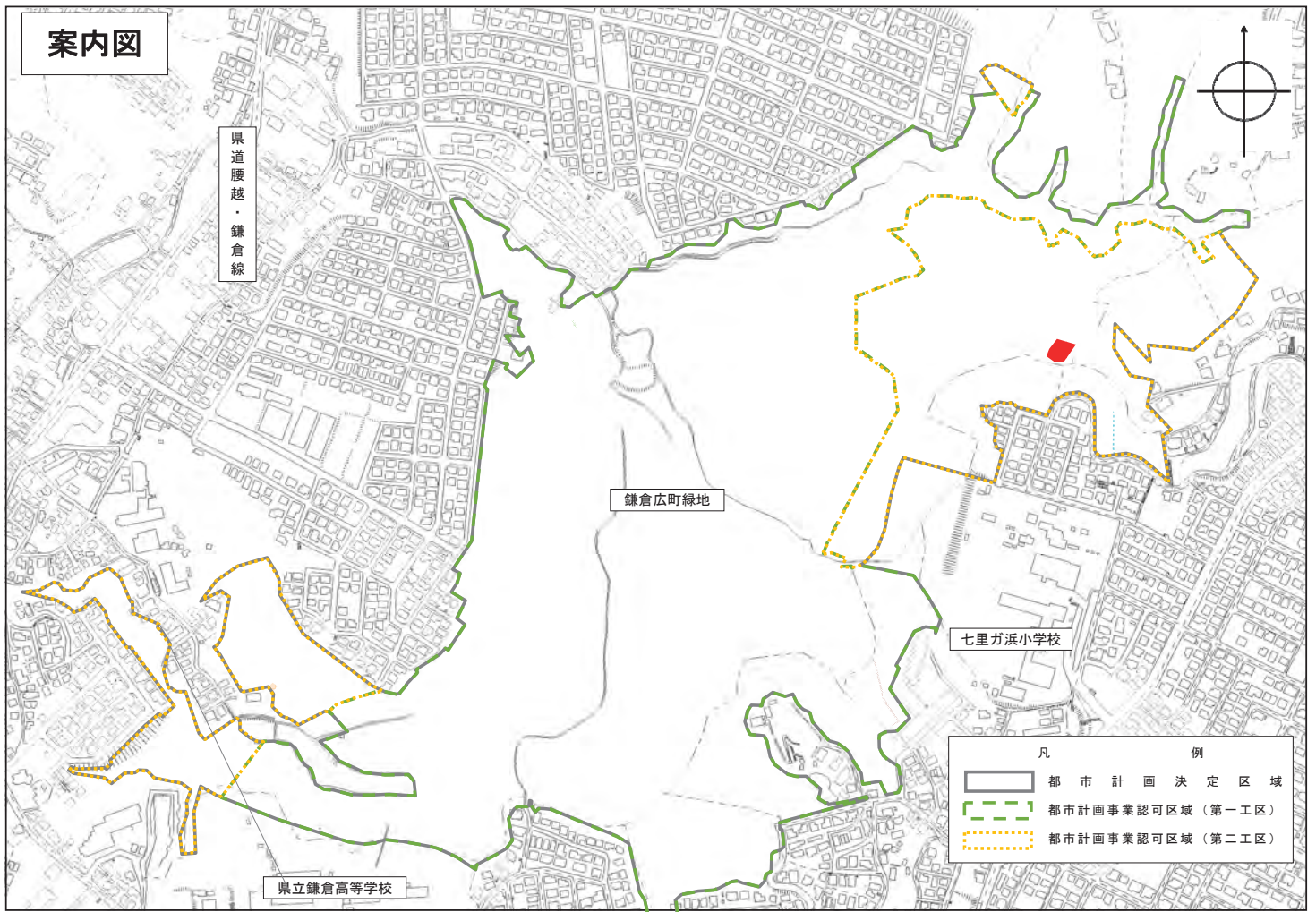
所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市鎌倉山二丁目1822番	山林	634.00㎡ (約191.8坪)	634.00㎡ (約191.8坪)

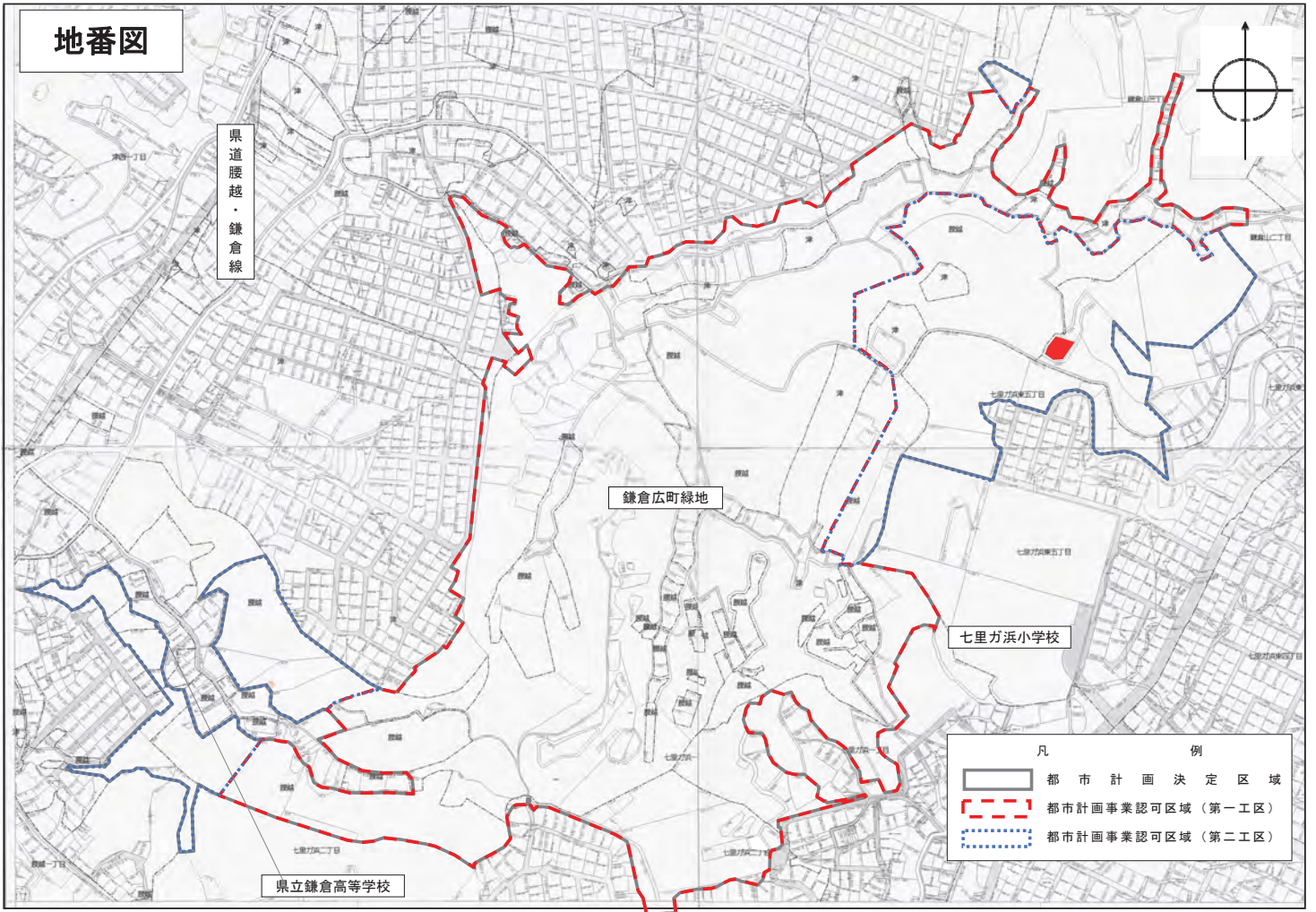
2 取得価格 3,867,400円

3 所有者



所在地番	地目	公簿面積 (㎡)	取得面積 (㎡)	所有者住所	所有者名	持分
鎌倉市 鎌倉山二丁目 1822番	山林	634.00	634.00	[Redacted]	[Redacted]	2分の1
				[Redacted]	[Redacted]	2分の1





議案第 91 号

不動産の取得について

鎌倉広町緑地用地を次のとおり取得するものとする。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

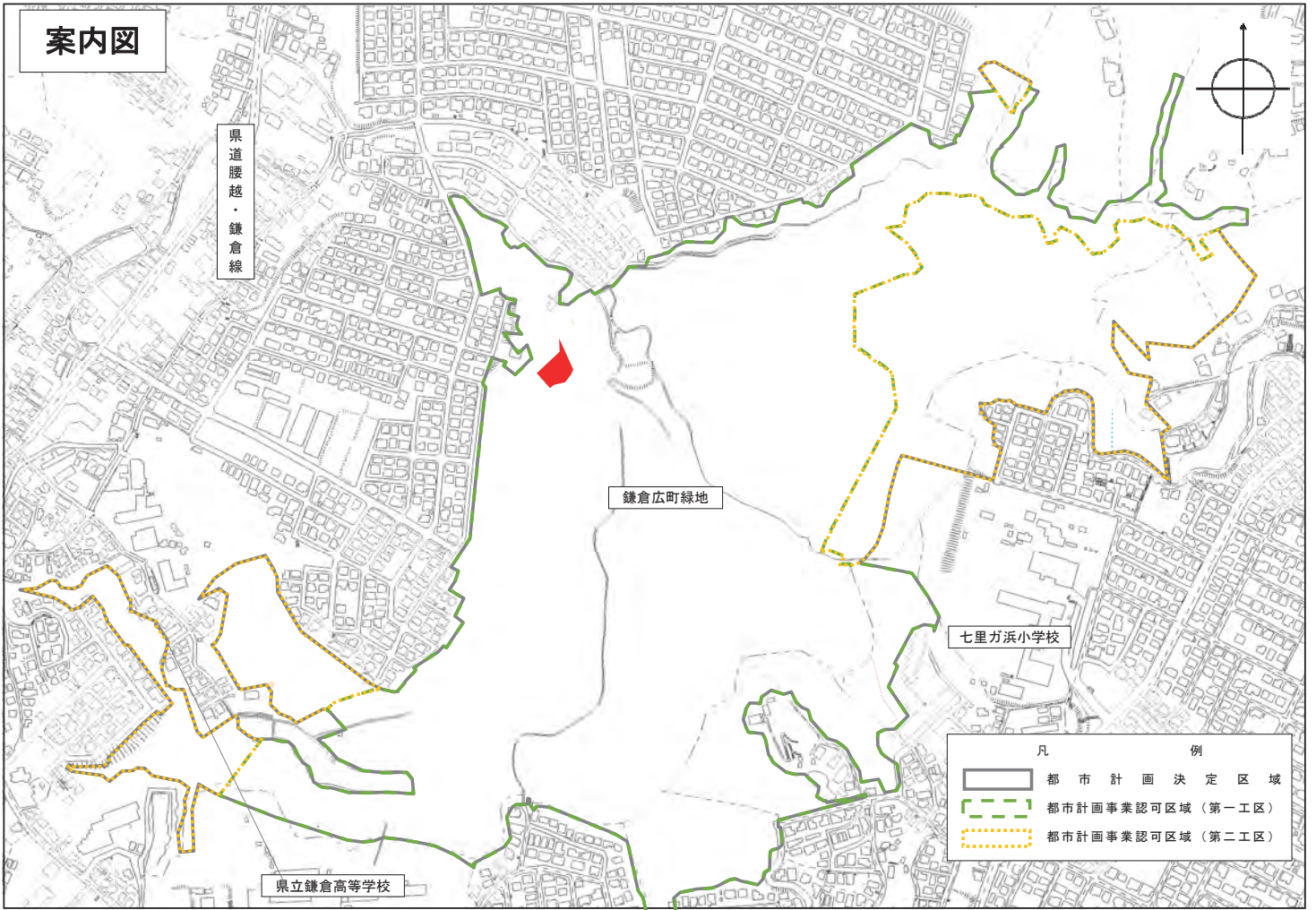
1 取得土地

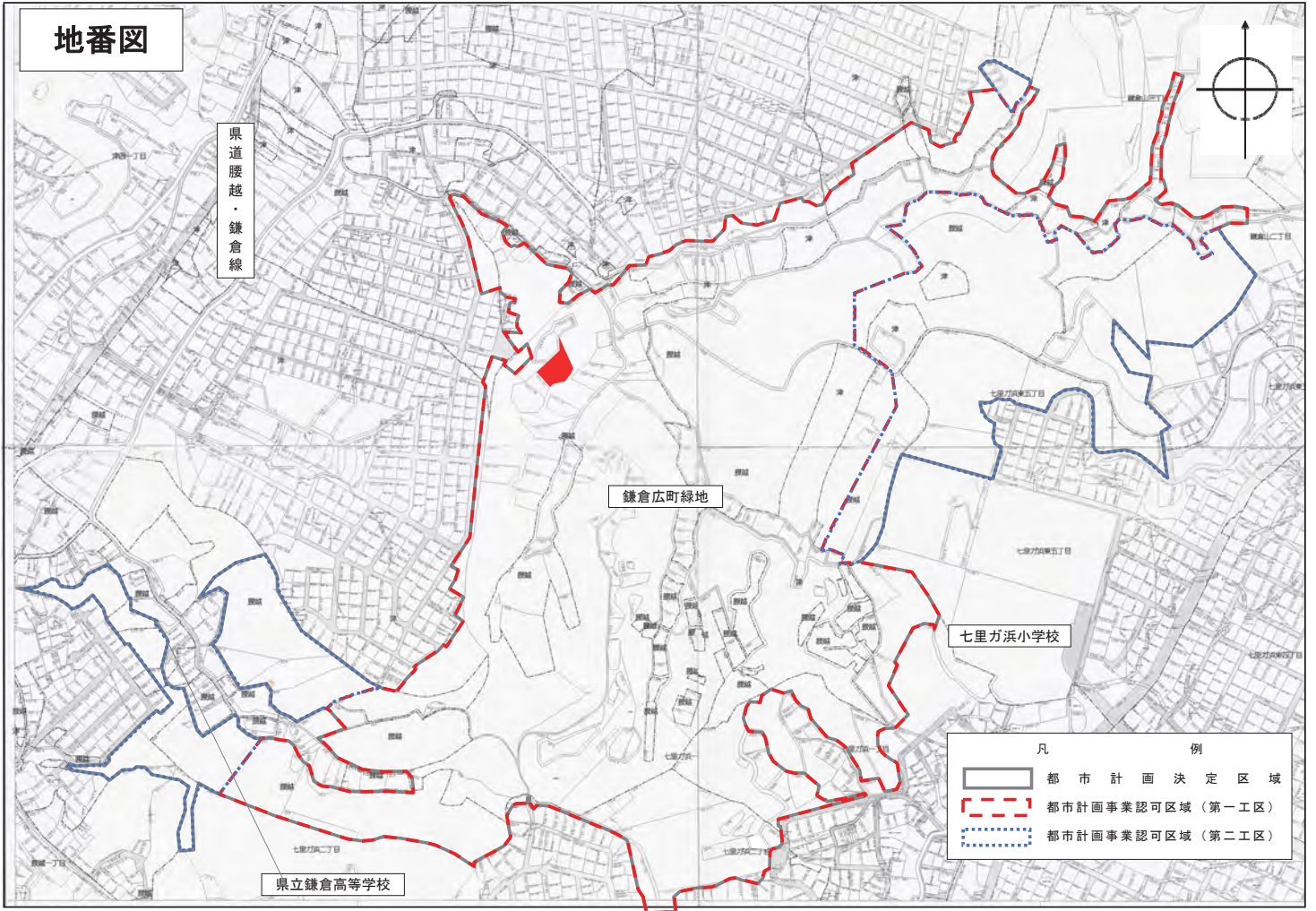
所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市津字竹ヶ谷1241番24	山林	386.00m <sup>2</sup>	386.00m <sup>2</sup>
鎌倉市津字竹ヶ谷1241番35	山林	185.00m <sup>2</sup>	185.00m <sup>2</sup>
合 計		571.00m <sup>2</sup> (約172.7坪)	571.00m <sup>2</sup> (約172.7坪)

2 取得価格 14,617,600円

3 所有者









議案第 92 号

不動産の取得について

(仮称) 山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

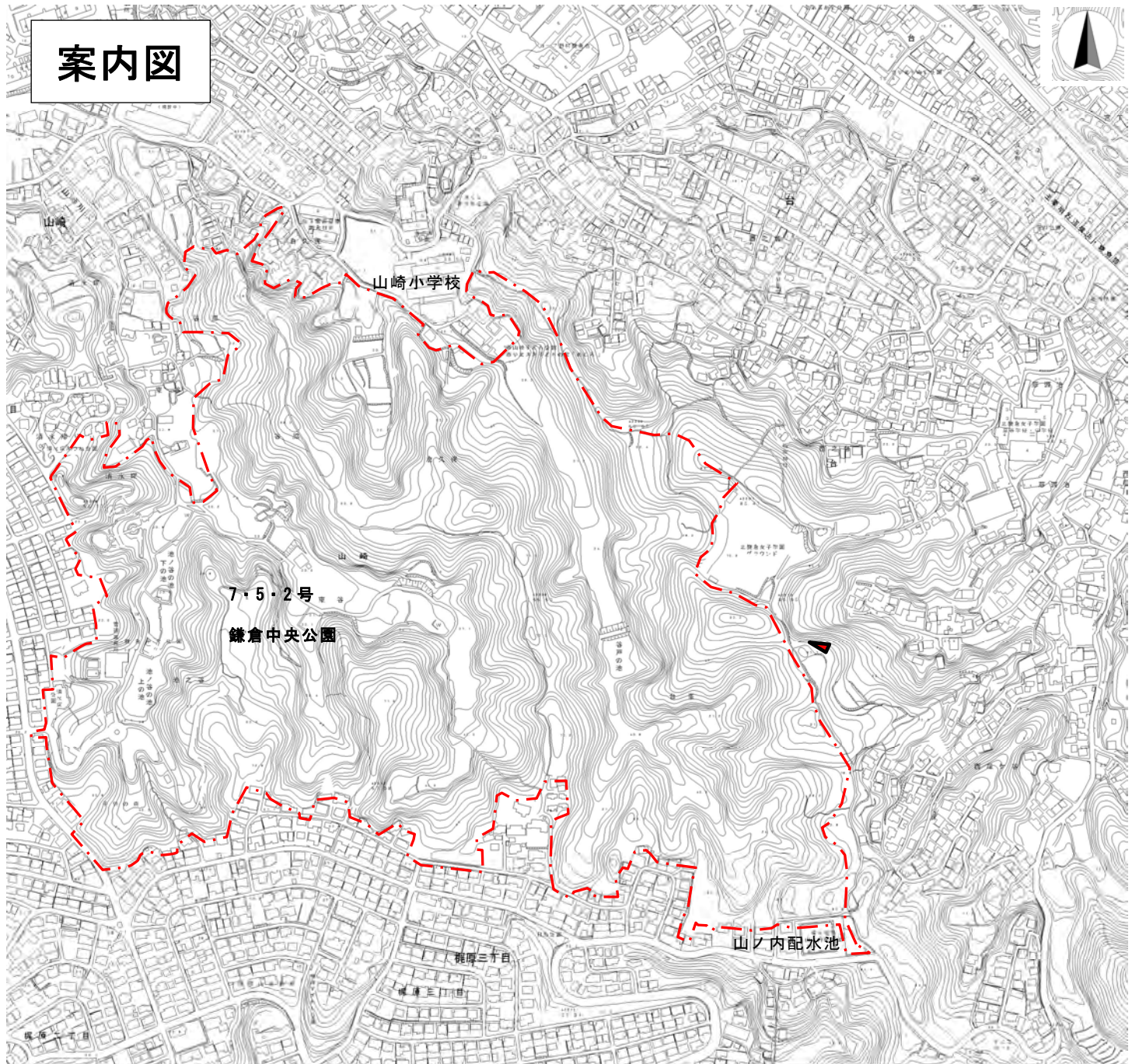
1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1016番11	畑	32.00m <sup>2</sup> (約9.7坪)	32.00m <sup>2</sup> (約9.7坪)

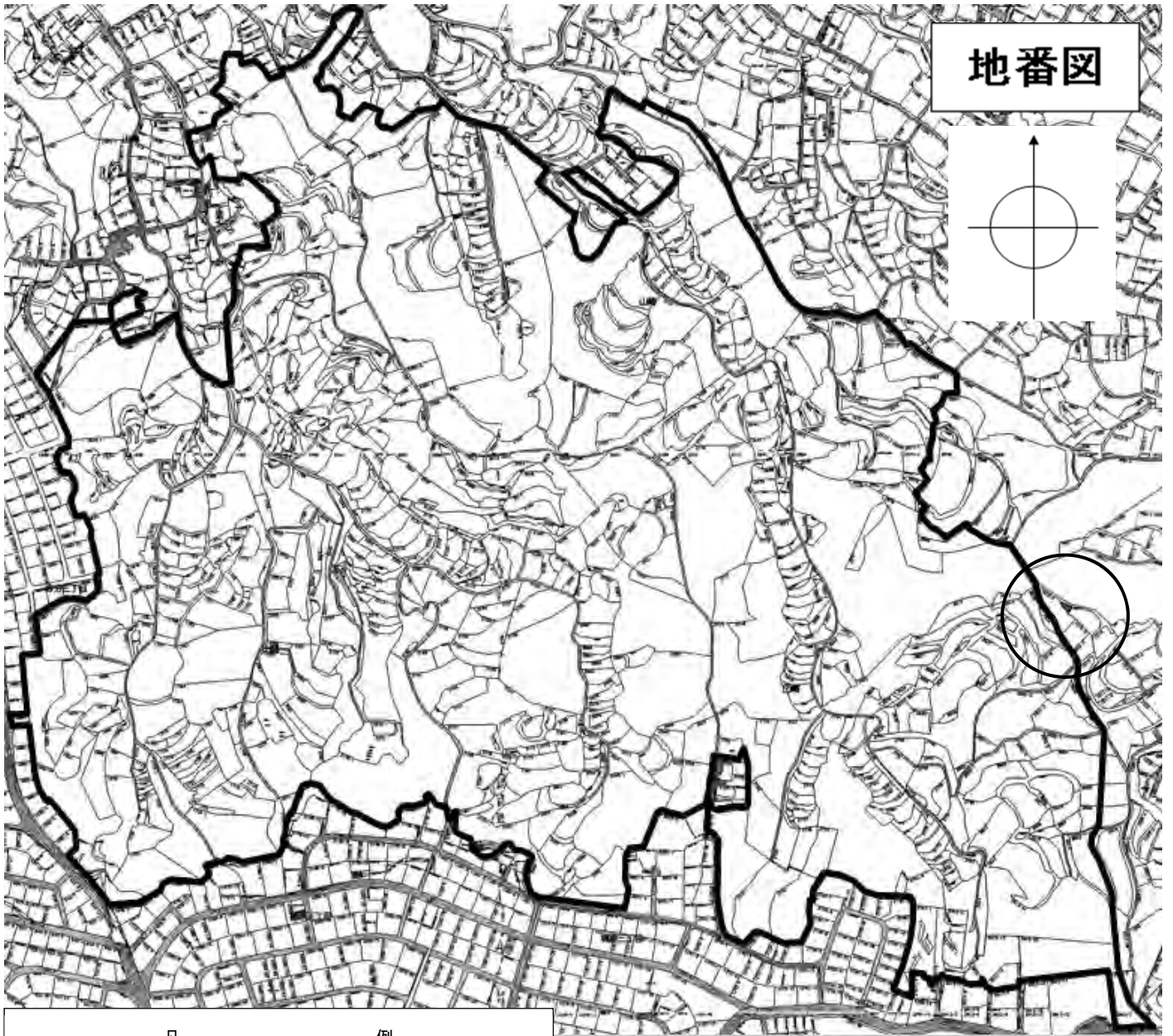
2 取得価格 675,200円

3 所有者 鎌倉市御成町18番10号  
鎌倉市土地開発公社

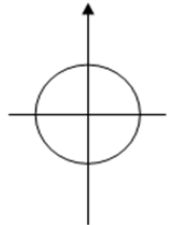
# 案内図



--- 都市計画決定区域



地番図



凡 例



都市計画決定区域（都市計画公園）

議案第 93 号

市有地管理に起因する事故による市の義務に  
属する損害賠償の額の決定について





平成29年10月23日、で発生した市有地  
管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 696,541円

2 損害賠償の相手方

議案第 94 号

標識管理に起因する事故による市の義務に  
属する損害賠償の額の決定について

平成29年10月30日、鎌倉市寺分二丁目18番5号地先路上で発生した標識管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 294,527円

2 損害賠償の相手方



議案第 95 号

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

職員の期末勤勉手当支給割合の引上げを踏まえ、議員の期末手当  
支給割合の引上げを行うものである。

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例

(議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和32年4月条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{222.5}{100}$ 」を「 $\frac{232.5}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{207.5}{100}$ 」を「 $\frac{212.5}{100}$ 」に、「 $\frac{232.5}{100}$ 」を「 $\frac{227.5}{100}$ 」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第2項の規定は、平成29年11月1日から適用する。

(内払)

3 第1条の規定による改正前の鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定により平成29年11月1日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 96 号

鎌倉市商工業元気アップ事業選定委員会条例  
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市商工業元気アップ事業選定委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

神奈川県組織改変に伴い、組織に係る規定を整備するものである。



鎌倉市商工業元気アップ事業選定委員会条例の一部を改正する条例

鎌倉市商工業元気アップ事業選定委員会条例（平成24年2月条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「公共的団体」の次に「又は関係行政機関」を加え、同項第3号削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 97 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

職員の期末勤勉手当支給割合の引上げを踏まえ、市長等の期末手  
当支給割合の引上げを行うものである。

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(常勤特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例(昭和32年4月条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{172.5}{100}$ 」を「 $\frac{182.5}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{182.5}{100}$ 」を「 $\frac{177.5}{100}$ 」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(内払)

- 3 第1条の規定による改正前の鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の規定により平成29年12月1日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 98 号

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員  
の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用等  
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた給与改定等  
を行うとともに、等級別基準職務表を改めるものである。

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用等  
に関する条例の一部を改正する条例  
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号)の一部を次のように改正する。

第17条第7項中「 $\frac{85}{100}$ 」を「 $\frac{95}{100}$ 」に改め、同条第8項を次のように改める。

8 職務の級が8級の職員に対する前項の規定の適用については、同項中

「 $\frac{95}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{115}{100}$ 」とする。

第17条第9項中「 $\frac{85}{100}$ 」を「 $\frac{95}{100}$ 」に、「 $\frac{40}{100}$ 」を「 $\frac{45}{100}$ 」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第6条)

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	470,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900		

42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,300
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	441,000
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,700
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,900	442,500
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,600	443,100
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	402,300	443,900
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	403,000	444,700
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	403,500	445,300
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	404,100	445,900
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	404,700	446,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	405,300	447,400
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	405,900	448,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	406,400	448,800
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	407,100	449,500
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	407,700	450,200
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	408,200	450,900
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	408,500	451,700
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	409,100	
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	409,800	
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	410,300	
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	410,800	
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	411,500	
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	412,200	
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	412,900	
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	413,300	
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,700	414,000	
75	236,000	288,700	334,200	372,400	388,400	414,700	
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,900	415,400	
77	237,300	289,300	335,100	373,400	389,200	415,900	
78	238,100	289,700	335,600	373,900	389,900	416,600	
79	238,900	289,900	336,000	374,500	390,600	417,300	
80	239,600	290,300	336,500	375,000	391,300	418,000	
81	240,200	290,500	336,900	375,500	391,800	418,500	
82	240,900	290,700	337,400	376,100	392,500	419,200	
83	241,600	291,100	337,900	376,600	393,200	419,900	
84	242,300	291,400	338,400	376,900	393,800	420,600	
85	242,900	291,700	338,700	377,400	394,300	421,100	
86	243,600	292,000	339,100	378,000	394,900	421,800	
87	244,300	292,300	339,600	378,600	395,500	422,500	

88	245,000	292,700	340,000	379,200	396,100	423,200
89	245,600	293,000	340,300	379,800	396,800	423,700
90	246,100	293,400	340,700	380,400	397,400	424,400
91	246,400	293,700	341,200	381,000	398,000	425,100
92	246,800	294,100	341,600	381,600	398,600	425,800
93	247,100	294,200	341,800	382,300	399,300	426,300
94		294,400	342,200	382,900	399,900	
95		294,800	342,700	383,500	400,500	
96		295,200	343,100	384,100	401,100	
97		295,400	343,200	384,800	401,800	
98		295,700	343,700	385,400	402,400	
99		296,100	344,100	386,000	403,000	
100		296,500	344,400	386,600	403,600	
101		296,700	344,700	387,300	404,300	
102		297,000	345,100	387,900		
103		297,400	345,500	388,500		
104		297,700	345,900	389,100		
105		297,900	346,400	389,800		
106		298,200	346,800			
107		298,600	347,200			
108		298,900	347,600			
109		299,100	348,100			
110		299,500	348,500			
111		299,900	348,800			
112		300,200	349,100			
113		300,300	349,600			
114		300,600	350,000			
115		300,900	350,300			
116		301,300	350,600			
117		301,500	351,100			
118		301,700	351,500			
119		302,000	351,800			
120		302,300	352,100			
121		302,700	352,600			
122		302,900	353,000			
123		303,200	353,300			
124		303,500	353,600			
125		303,800	354,100			
126			354,500			
127			354,800			
128			355,100			
129			355,600			
130			356,000			
131			356,300			
132			356,600			
133			357,100			



	134			357,500					
	135			357,800					
	136			358,100					
	137			358,600					
再任用 職員		187,300	248,300	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第6条)

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	136,500	180,300	192,700	225,200	262,000
	2	137,500	181,800	194,500	227,100	263,900
	3	138,500	183,300	196,300	229,000	265,700
	4	139,600	184,800	198,100	230,900	267,800
	5	140,400	186,100	199,700	232,800	269,600
	6	141,400	187,600	201,500	234,700	271,500
	7	142,400	189,000	203,300	236,600	273,400
	8	143,400	190,300	205,100	238,500	275,500
	9	144,500	191,700	206,800	240,400	277,600
	10	145,700	192,900	208,600	242,300	279,600
	11	146,900	194,200	210,400	244,200	281,700
	12	148,100	195,300	212,200	246,100	283,700
	13	149,200	196,500	213,600	248,000	285,700
	14	150,400	197,600	215,400	249,900	287,800
	15	151,600	198,700	217,100	251,800	289,800
	16	152,800	199,800	218,900	253,700	291,800
	17	154,000	202,000	220,600	255,600	293,700
	18	155,500	203,400	222,300	257,500	295,700
	19	157,000	204,800	223,900	259,400	297,800
	20	158,500	206,100	225,500	261,300	299,800
	21	159,900	207,400	228,900	263,200	301,800
	22	161,400	208,800	230,500	265,100	303,900
	23	162,900	210,200	232,000	267,000	305,900
	24	164,400	211,600	233,600	268,900	308,000
	25	165,900	213,000	235,100	270,800	309,700
	26	167,700	214,600	236,800	272,700	311,800
	27	169,500	216,200	238,300	274,600	313,800
	28	171,300	217,600	239,900	276,500	315,800
	29	173,100	218,900	241,200	278,400	317,600
	30	174,800	220,400	242,700	280,300	319,600
	31	176,500	221,900	244,300	282,100	321,700
	32	178,200	223,200	245,700	283,900	323,800
	33	180,300	224,100	247,200	285,700	325,100
	34	181,800	224,900	248,700	287,500	327,100
	35	183,300	225,800	250,000	289,200	329,000
	36	184,800	226,800	251,400	291,000	331,100
	37	186,100	227,700	252,900	292,600	333,000
	38	187,600	229,200	254,600	294,400	334,900
	39	189,000	230,500	256,300	296,100	336,900
	40	190,300	231,600	258,100	297,900	338,800
	41	191,700	233,100	259,700	299,400	340,700
	42	192,900	234,400	261,500	301,100	342,600
	43	194,200	235,700	263,200	302,700	344,400
44	195,300	237,000	264,900	304,200	346,300	

45	196,500	238,000	266,900	305,700	347,800
46	197,600	239,200	268,800	307,300	349,200
47	198,700	240,500	270,600	308,900	350,700
48	199,800	241,700	272,400	310,600	352,200
49	200,900	242,800	274,100	311,700	353,800
50	202,000	244,100	276,000	313,100	354,600
51	203,000	245,200	277,900	314,500	355,800
52	204,000	246,400	279,600	316,000	356,800
53	205,000	247,700	281,200	317,200	357,700
54	206,100	248,900	283,100	318,700	358,800
55	207,200	250,200	284,900	320,100	359,700
56	208,200	251,500	286,800	321,500	360,800
57	209,100	252,500	288,400	323,100	361,700
58	210,000	253,800	290,100	324,300	362,400
59	210,700	254,900	291,900	325,600	363,100
60	211,600	256,200	293,700	326,800	363,800
61	212,500	257,100	295,300	327,900	364,200
62	213,700	258,200	297,000	328,800	364,800
63	214,700	259,400	298,500	329,900	365,500
64	215,600	260,400	300,100	331,000	366,200
65	216,300	261,600	301,700	332,100	366,500
66	217,500	262,800	303,400	333,200	367,200
67	218,600	264,000	305,000	334,200	367,900
68	219,800	264,900	306,700	335,200	368,600
69	220,500	265,900	307,700	336,200	368,900
70	221,700	267,000	309,200	337,200	369,500
71	222,900	268,200	310,700	338,200	370,200
72	224,000	269,400	312,300	339,200	370,800
73	224,900	270,200	313,900	340,100	371,100
74	226,100	271,200	315,500	341,100	371,700
75	227,100	272,300	317,100	342,100	372,400
76	228,200	273,300	318,600	343,100	373,000
77	229,300	274,400	320,100	344,000	373,400
78	230,400	275,500	321,300	344,900	373,900
79	231,500	276,300	322,500	345,800	374,500
80	232,500	277,400	323,700	346,600	375,000
81	233,500	278,200	324,400	347,400	375,500
82	234,600	279,000	325,300	348,200	376,100
83	235,700	279,800	326,100	349,000	376,600
84	236,900	280,600	326,900	349,700	376,900
85	238,000	281,300	327,800	350,400	377,400
86	239,000		328,200	351,200	378,000
87	239,900		328,900	352,000	378,600
88	240,700		329,700	352,700	379,200
89	241,600		330,500	353,400	379,800
90			331,200	354,100	380,400
91			331,900	354,800	381,000
92			332,600	355,500	381,600
93			333,100	356,100	382,300
94			333,700	356,600	382,900

	95			334,200	357,100	383,500
	96			334,800	357,600	384,100
	97			335,100	358,000	384,800
	98			335,600	358,500	385,400
	99			336,000	359,100	386,000
	100			336,500	359,500	386,600
	101			336,900	360,100	387,300
	102			337,400	360,700	387,900
	103			337,900	361,300	388,500
	104			338,400	361,700	389,100
	105			338,700	362,300	389,800
	106			339,100	362,900	
	107			339,600	363,500	
	108			340,000	363,900	
	109			340,300	364,500	
	110			340,700	365,100	
	111			341,200	365,700	
	112			341,600	366,100	
	113			341,800	366,700	
	114			342,200	367,300	
	115			342,700	367,900	
	116			343,100	368,300	
	117			343,200	368,900	
	118			343,700	369,500	
	119			344,100	370,100	
	120			344,400	370,500	
	121			344,700	371,100	
	122			345,100		
	123			345,500		
	124			345,900		
	125			346,400		
	126			346,800		
	127			347,200		
	128			347,600		
	129			348,100		
再任用 職員		193,200	245,000	249,900	254,800	274,200

備考 この表は、技能労務職に適用する。

第2条 鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の4第1項中「受ける職員」の次に「(次項において「管理職員」という。)」を、「又は休日」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第16条の4第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第17条第7項中「 $\frac{95}{100}$ 」を「 $\frac{90}{100}$ 」に改め、同条第8項中「 $\frac{95}{100}$ 」を「 $\frac{90}{100}$ 」に、「 $\frac{115}{100}$ 」を「 $\frac{120}{100}$ 」とし、職務の級が6級及び7級の職員に対する同項の規定の適用については、同項中「 $\frac{90}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{100}{100}$ 」に改め、同条第9項中「 $\frac{95}{100}$ 」を「 $\frac{90}{100}$ 」に、「 $\frac{45}{100}$ 」を「 $\frac{42.5}{100}$ 」に改める。

別表第3の1等級別基準職務表(一般職及び消防職)の表4級の項一般職の欄に次の1号を加える。

(4) 鎌倉国宝館副館長の職務

別表第3の1等級別基準職務表(一般職及び消防職)の表6級の項第3号中「議会事務局、」を削り、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同表7級の項第3号中「会計管理者」を「議会事務局次長」に改め、同表8級の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 会計管理者の職務

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例(平成17年7月条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{162.5}{100}$ とする」を「 $\frac{167.5}{100}$ とする」に改める。

第4条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「372,000」を「373,000」に、「420,000」を「421,000」に改める。

第6条第2項中「 $\frac{162.5}{100}$ 」を「 $\frac{165}{100}$ 」に、「 $\frac{167.5}{100}$ 」を「 $\frac{165}{100}$ 」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は平成29年4月1日から、改正後の給与条例第17条の規定及び第3条の規定による改正後の鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）の規定は同年12月1日から適用する。

(内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の鎌倉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 改正後の任期付条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 99 号

鎌倉市障害者の医療費の助成に関する条例等  
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

所得税法の一部改正に準じて、医療費助成制度における控除対象配偶者の名称を改めるものである。

鎌倉市障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例  
(障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年10月条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。  
(ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成4年3月条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。  
(小児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例(平成7年9月条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉市障害者の医療費の助成に関する条例第5条第1項第1号の規定は、平成31年12月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条第1項第1号の規定は、平成32年1月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の鎌倉市小児の医療費の助成に関する条例第5条第1項に規定する当該所得があった年が平成29年以前である場合の小児に対する医療費の助成については、なお従前の例による。



議案第 100 号

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

建築基準法施行令等の一部改正に準じて、特別避難階段の付室等に設ける排煙設備に関する規制を見直すとともに、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における職員の配置要件が緩和されたことから、職員の配置要件の特例を設けるものである。

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

第28条第7号イの表及び第43条第8号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

付則に次の見出し及び4項を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 6 当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人とすることができる。この場合において、保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 7 当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有し、かつ、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、保育士とみなすことができる。
- 8 当分の間、1日につき8時間を越えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受

けた者をいい、第29条第3項、第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上置かなければならない。

#### 付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第28条第7号イの表及び第43条第8号イの表の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 101 号

平成29年度鎌倉市一般会計  
補正予算（第6号）

平成29年度鎌倉市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84,112千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,272,725千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	市税	35,675,334	△262,993	35,412,341
	5 市民税	17,642,091	△276,606	17,365,485
	10 固定資産税	13,672,069	29,989	13,702,058
	15 軽自動車税	152,008	1,353	153,361
	20 市たばこ税	802,337	△22,119	780,218
	30 都市計画税	3,406,829	4,390	3,411,219
10	地方譲与税	289,000	8,001	297,001
	8 地方揮発油譲与税	89,000	△6,000	83,000
	10 自動車重量譲与税	200,000	14,000	214,000
	15 地方道路譲与税	0	1	1
15	利子割交付金	71,000	△16,000	55,000
	5 利子割交付金	71,000	△16,000	55,000
19	地方消費税交付金	3,157,000	△291,000	2,866,000
	5 地方消費税交付金	3,157,000	△291,000	2,866,000
30	自動車取得税交付金	99,000	37,000	136,000
	5 自動車取得税交付金	99,000	37,000	136,000
33	地方特例交付金	112,000	△16,294	95,706
	5 地方特例交付金	112,000	△16,294	95,706
35	地方交付税	20,000	7,000	27,000
	5 地方交付税	20,000	7,000	27,000
40	交通安全対策特別交付金	23,000	△2,000	21,000
	5 交通安全対策特別交付金	23,000	△2,000	21,000
45	分担金及び負担金	747,238	215	747,453
	5 負担金	747,238	215	747,453
50	使用料及び手数料	1,294,267	△29,151	1,265,116
	5 使用料	512,066	△21,916	490,150

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	10 手数料	759,901	△4,935	754,966
	15 証紙収入	22,300	△2,300	20,000
55	国庫支出金	6,755,892	△64,189	6,691,703
	5 国庫負担金	5,683,618	△61,946	5,621,672
	10 国庫補助金	1,039,756	△2,243	1,037,513
60	県支出金	3,274,075	2,498	3,276,573
	5 県負担金	2,156,632	△28,401	2,128,231
	10 県補助金	754,911	36,942	791,853
	15 委託金	362,532	△6,043	356,489
65	財産収入	71,565	624	72,189
	5 財産運用収入	57,318	△3,024	54,294
	10 財産売払収入	14,247	3,648	17,895
70	寄附金	288,103	14,850	302,953
	5 寄附金	288,103	14,850	302,953
75	繰入金	2,194,059	△1,538,456	655,603
	5 基金繰入金	2,192,059	△1,609,130	582,929
	10 他会計繰入金	2,000	70,674	72,674
80	繰越金	758,694	1,576,734	2,335,428
	5 繰越金	758,694	1,576,734	2,335,428
85	諸収入	2,231,986	18,773	2,250,759
	25 雑入	529,340	18,773	548,113
90	市債	2,601,400	638,500	3,239,900
	5 市債	2,601,400	638,500	3,239,900
	歳入合計	60,188,613	84,112	60,272,725

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	議会費	429,978	△17	429,961
	5 議会費	429,978	△17	429,961
10	総務費	8,664,979	1,018,608	9,683,587
	5 総務管理費	7,107,081	1,114,369	8,221,450
	10 徴税費	704,551	△7,935	696,616
	15 戸籍住民基本台帳費	518,584	△22,691	495,893
	20 選挙費	258,280	△67,610	190,670
	25 統計調査費	25,410	△1,361	24,049
	30 監査委員費	51,073	3,836	54,909
15	民生費	23,474,354	△648,389	22,825,965
	5 社会福祉費	11,986,411	△303,767	11,682,644
	10 児童福祉費	9,341,343	△366,226	8,975,117
	15 生活保護費	2,145,574	21,604	2,167,178
20	衛生費	6,139,237	△359,807	5,779,430
	5 保健衛生費	1,742,663	△81,767	1,660,896
	10 清掃費	4,108,614	△269,765	3,838,849
	15 環境対策費	287,960	△8,275	279,685
25	労働費	87,747	△347	87,400
	5 労働諸費	87,747	△347	87,400
30	農林水産業費	143,275	△39,331	103,944
	5 農業水産業費	143,275	△39,331	103,944
35	商工費	712,132	△53,976	658,156
	5 商工費	712,132	△53,976	658,156
40	観光費	309,163	△16,837	292,326
	5 観光費	309,163	△16,837	292,326
45	土木費	7,219,757	△642,148	6,577,609

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	5 土木管理費	1,465,909	△54,073	1,411,836
	10 道路橋りょう費	1,115,415	△158,903	956,512
	15 河川費	115,891	△30,545	85,346
	20 都市計画費	4,317,200	△394,856	3,922,344
	25 住宅費	205,342	△3,771	201,571
50	消防費	2,485,012	39,786	2,524,798
	5 消防費	2,485,012	39,786	2,524,798
55	教育費	5,554,923	825,490	6,380,413
	5 教育総務費	1,531,060	23,065	1,554,125
	10 小学校費	1,064,193	721,253	1,785,446
	15 中学校費	856,047	160,836	1,016,883
	20 社会教育費	1,759,982	△68,789	1,691,193
	25 保健体育費	343,641	△10,875	332,766
60	公債費	3,910,079	△30,943	3,879,136
	5 公債費	3,910,079	△30,943	3,879,136
65	諸支出金	1,007,977	△7,977	1,000,000
	5 土地開発公社費	1,007,977	△7,977	1,000,000
	歳 出 合 計	60,188,613	84,112	60,272,725



第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
			千円
30 農林水産業費	05 農業水産業費	農業振興地域整備計画見直事業	1,717
45 土木費	05 土木管理費	地籍調査事業	20,672
45 土木費	10 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業 (市道 027-000 号線)	7,463
45 土木費	10 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業 (市道 059-007 号線外)	8,457
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路維持修繕事業 (市道 027-000 号線外)	5,000
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路新設改良事業 (市道 024-000 号線)	44,205
45 土木費	15 河川費	河川維持修繕事業 (普通河川滑川)	9,562
45 土木費	15 河川費	河川維持修繕事業 (準用河川砂押川)	5,000
45 土木費	20 都市計画費	緑地落石防護事業	4,925
45 土木費	20 都市計画費	鎌倉駅東口駅前広場 実施設計委託事業	33,038
55 教育費	10 小学校費	富士塚小学校 富受水槽等改修事業	24,635

款	項	事業名	金額
			千円
55 教育費	10 小学校費	第二小学校外5校 冷暖房設備設置事業	563,977
55 教育費	10 小学校費	深沢小学校 特別支援学級改修事業	61,064
55 教育費	10 小学校費	関谷小学校 トイレ改修事業	90,505
55 教育費	15 中学校費	腰越中学校 トイレ改修事業	103,822
55 教育費	15 中学校費	第二中学校 体育館特定天井改修事業	80,677

### 第3表 地方債補正

#### 1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化施設整備事業費	千円 1,000,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 984,900	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
本庁舎等施設整備事業費	22,500	同上	同上	同上	14,300	同上	同上	同上
緊急防災基盤整備事業費	23,700	同上	同上	同上	62,900	同上	同上	同上
社会福祉施設整備事業費	283,800	同上	同上	同上	272,300	同上	同上	同上
清掃施設整備事業費	191,500	同上	同上	同上	187,700	同上	同上	同上
観光施設整備事業費	15,300	同上	同上	同上	15,700	同上	同上	同上
道路整備事業費	432,200	同上	同上	同上	403,400	同上	同上	同上
都市計画事業費	251,800	同上	同上	同上	148,600	同上	同上	同上
消防施設整備事業費	71,200	同上	同上	同上	58,400	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業費	297,600	同上	同上	同上	1,071,200	同上	同上	同上
史跡保存事業費	11,300	同上	同上	同上	20,500	同上	同上	同上
合計	2,601,400				3,239,900			

議案第 102 号

平成29年度鎌倉市一般会計  
補正予算（第7号）

平成29年度鎌倉市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108,392千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,381,117千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
60	県支出金	3,276,573	12,733	3,289,306
	10 県補助金	791,853	12,733	804,586
75	繰入金	655,603	57,159	712,762
	5 基金繰入金	582,929	57,159	640,088
90	市債	3,239,900	38,500	3,278,400
	5 市債	3,239,900	38,500	3,278,400
	歳入合計	60,272,725	108,392	60,381,117

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	民生費	22,825,965	19,099	22,845,064
	10 児童福祉費	8,975,117	19,099	8,994,216
45	土木費	6,577,609	37,854	6,615,463
	20 都市計画費	3,922,344	37,854	3,960,198
55	教育費	6,380,413	51,439	6,431,852
	15 中学校費	1,016,883	26,979	1,043,862
	20 社会教育費	1,691,193	24,460	1,715,653
	歳 出 合 計	60,272,725	108,392	60,381,117

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
			千円
45 土木費	20 都市計画費	交通需要管理検討事業	29,700
45 土木費	20 都市計画費	鎌倉地域地区交通 計画画策定支援事業	8,154
55 教育費	15 中学校費	手広中學校業 受水槽等改修事業	26,979
55 教育費	20 社会教育費	鐮木清方記念美術館業 冷温水発生機改修事業	24,460

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
海水浴場監視所・ 仮設置事業等費	平成29年度から 平成30年度まで	千円 15,390
筆界特定事業 (岡本二丁目260番2外)	平成29年度から 平成30年度まで	910



# 第4表 地方債補正

## 1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
義務教育施設整備事業費	千円 1,071,200	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 1,091,400	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
社会教育施設整備事業費	0	同上	同上	同上	18,300	同上	同上	同上
合計	3,239,900				3,278,400			

議案第 103 号

平成29年度鎌倉市下水道事業特別会計  
補正予算（第1号）

平成29年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ271,910千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,136,790千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10	使用料及び手数料	2,637,387	△54,400	2,582,987
	5 使用料	2,636,846	△54,400	2,582,446
15	国庫支出金	833,727	△18,827	814,900
	5 国庫補助金	833,727	△18,827	814,900
25	繰入金	2,453,200	△89,408	2,363,792
	5 他会計繰入金	2,453,200	△89,408	2,363,792
30	繰越金	100,000	40,221	140,221
	5 繰越金	100,000	40,221	140,221
35	諸収入	12,116	23,804	35,920
	15 雑入	8,674	23,804	32,478
40	市債	2,364,800	△173,300	2,191,500
	5 市債	2,364,800	△173,300	2,191,500
	歳入合計	8,408,700	△271,910	8,136,790

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	2,124,786	△48,830	2,075,956
	5 下水道総務費	2,124,786	△48,830	2,075,956
10	事業費	1,999,944	△214,180	1,785,764
	5 下水道整備費	1,999,944	△214,180	1,785,764
15	公債費	4,278,970	△8,900	4,270,070
	5 公債費	4,278,970	△8,900	4,270,070
	歳 出 合 計	8,408,700	△271,910	8,136,790

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
05 総務費	05 下水道総務費	西部圧送管路面復旧等事業	100,000
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道（汚水）築造事業 （大船東枝線）	8,352
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道（汚水）築造事業 （深沢枝線）	18,620
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道（雨水）築造事業 （関谷川第2雨水幹線）	23,750
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道（雨水）築造事業 （明月川排水区）	10,052
10 事業費	05 下水道整備費	持続型下水道幹線再整備業 測量・土質等調査事業	51,910
10 事業費	05 下水道整備費	持続型下水道幹線再整備業 基本設計事業	32,100
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道山崎下水道業 終末処理場建設事業	384,140

### 第3表 地方債補正

#### 1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 2,364,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 2,191,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

議案第 104 号

平成29年度鎌倉都市計画事業大船駅  
東口市街地再開発事業特別会計  
補正予算（第1号）

平成29年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,128千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,872千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	繰入金	53,717	△16,922	36,795
	5 他会計繰入金	53,717	△16,922	36,795
15	繰越金	2,000	5,794	7,794
	5 繰越金	2,000	5,794	7,794
	歳 入 合 計	62,000	△11,128	50,872



# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	事業費	60,000	△11,128	48,872
	5 事業費	60,000	△11,128	48,872
	歳 出 合 計	62,000	△11,128	50,872

議案第 105 号

平成29年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第3号）

平成29年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,338,845千円  
を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,314,106千  
円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」  
による。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	国民健康保険料	4,620,277	△534,763	4,085,514
	5 国民健康保険料	4,620,277	△534,763	4,085,514
20	国庫支出金	3,346,143	△226,042	3,120,101
	5 国庫負担金	3,280,810	△226,547	3,054,263
	10 国庫補助金	15,333	505	15,838
25	療養給付費交付金	229,382	△17,043	212,339
	5 療養給付費交付金	229,382	△17,043	212,339
27	前期高齢者交付金	5,783,195	△399,171	5,384,024
	5 前期高齢者交付金	5,783,195	△399,171	5,384,024
30	県支出金	1,110,598	△254,244	856,354
	3 県負担金	201,445	△68,673	132,772
	5 県補助金	909,153	△185,571	723,582
35	共同事業交付金	4,702,578	△571,523	4,131,055
	5 共同事業交付金	4,702,578	△571,523	4,131,055
40	繰入金	1,815,783	△38,976	1,776,807
	5 他会計繰入金	1,815,782	△38,976	1,776,806
45	繰越金	20,000	702,917	722,917
	5 繰越金	20,000	702,917	722,917
	歳入合計	21,652,951	△1,338,845	20,314,106

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	273,448	△356	273,092
	5 総務管理費	189,039	△638	188,401
	10 徴収費	83,798	220	84,018
	15 運営協議会費	611	62	673
10	保険給付費	12,686,554	△690,500	11,996,054
	5 療養諸費	11,205,835	△590,000	10,615,835
	10 高額療養費	1,386,481	△90,000	1,296,481
	15 移送費	400	0	400
	20 出産育児諸費	79,838	△10,500	69,338
12	後期高齢者支援金等	2,516,105	△188,038	2,328,067
	5 後期高齢者支援金等	2,516,105	△188,038	2,328,067
14	前期高齢者納付金等	8,621	0	8,621
	5 前期高齢者納付金等	8,621	0	8,621
15	老人保健拠出金	2,168	0	2,168
	5 老人保健拠出金	2,168	0	2,168
17	介護納付金	1,047,189	△103,181	944,008
	5 介護納付金	1,047,189	△103,181	944,008
20	共同事業拠出金	4,887,951	△400,000	4,487,951
	5 共同事業拠出金	4,887,951	△400,000	4,487,951
25	保健事業費	203,300	△30,000	173,300
	3 特定健康診査等事業費	188,206	△30,000	158,206
30	諸支出金	17,611	73,230	90,841
	5 償還金利子及び還付加算金	17,611	73,230	90,841
	歳 出 合 計	21,652,951	△1,338,845	20,314,106

平成29年度鎌倉市介護保険事業  
特別会計補正予算（第2号）

平成29年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ497,268千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,720,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
5	介護保険料	3,740,813	△210,813	3,530,000
	5 介護保険料	3,740,813	△210,813	3,530,000
15	国庫支出金	3,653,712	△200,722	3,452,990
	5 国庫負担金	2,925,656	△166,080	2,759,576
	10 国庫補助金	728,056	△34,642	693,414
20	県支出金	2,455,745	△144,086	2,311,659
	5 県負担金	2,365,215	△142,712	2,222,503
	15 県補助金	90,530	△1,374	89,156
25	支払基金交付金	4,629,336	△269,599	4,359,737
	5 支払基金交付金	4,629,336	△269,599	4,359,737
30	財産収入	1,210	1,291	2,501
	5 財産運用収入	1,210	1,291	2,501
40	繰入金	2,725,338	△157,359	2,567,979
	5 一般会計繰入金	2,521,468	△137,168	2,384,300
	10 基金繰入金	203,870	△20,191	183,679
45	繰越金	11,195	484,020	495,215
	5 繰越金	11,195	484,020	495,215
歳入合計		17,217,368	△497,268	16,720,100

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	369,004	△13,131	355,873
	5 総務管理費	369,004	△13,131	355,873
10	保険給付費	16,279,602	△974,500	15,305,102
	5 介護サービス等諸費	16,279,602	△974,500	15,305,102
12	地域支援事業費	555,351	△2,868	552,483
	5 地域支援事業費	555,351	△2,868	552,483
25	基金積立金	2,010	322,886	324,896
	5 基金積立金	2,010	322,886	324,896
30	諸支出金	11,201	170,345	181,546
	5 償還金及び還付加算金	11,201	170,345	181,546
	歳 出 合 計	17,217,368	△497,268	16,720,100

議案第 107 号

平成29年度鎌倉市後期高齢者医療事業  
特別会計補正予算（第1号）

平成29年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ265,678千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,654,778千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇



第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	後期高齢者医療保険料	3,178,169	48,376	3,226,545
	5 後期高齢者医療保険料	3,178,169	48,376	3,226,545
10	繰入金	2,183,149	△78,436	2,104,713
	5 一般会計繰入金	2,183,149	△78,436	2,104,713
15	繰越金	2,000	295,738	297,738
	5 繰越金	2,000	295,738	297,738
	歳 入 合 計	5,389,100	265,678	5,654,778

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	110,264	△6,800	103,464
	5 総務管理費	110,264	△6,800	103,464
10	広域連合納付金	5,263,836	267,705	5,531,541
	5 広域連合納付金	5,263,836	267,705	5,531,541
15	諸支出金	13,000	4,773	17,773
	10 繰出金	1,000	4,773	5,773
	歳 出 合 計	5,389,100	265,678	5,654,778